

令和元年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和元年12月5日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鏝 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂
12番	村 瀬 明 義	13番	若 原 敏 郎
14番	瀬 川 治 男	15番	上 谷 政 明
16番	大 西 徳三郎		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	洞 口 博 行
健 康 福 祉 部 長	久 富 和 浩	産 業 建 設 部 長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上 下 水 道 部 長	翠 直 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 信 司	会 計 管 理 者	加 藤 健 二

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷺 見 誠	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	松 井 俊 英		

---

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 黒田芳弘君と10番 臼井悦子君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

5番 河村志信君の発言を許します。

河村議員。

### ○5番（河村志信君）

皆さん、おはようございます。

2日目の第1番ということで、多少緊張して臨みたいと思っております。

事前通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問ですが、災害と指定管理者制度について取り上げさせていただきます。

既に先日、先輩議員より同様の質問がされ、重複する部分も多くあると思いますが、生命にかかわる重要な課題ということで御容赦願いたいと思います。

災害につきましては、以前にも質問させていただきましたが、予測と備えということで、いかに予測をし備えるかと、実際に災害が来てからでは遅いわけで、事前に備え綿密な対応を構築した自治体とか住民の方はその危機から逃れることができると考えております。そのような思いに沿って質問させていただきます。

質問事項1番、自然災害への対応についてお聞きします。

地球温暖化により大型化するスーパー台風、この10月12日に伊豆半島に上陸しました台風19号、その勢力は最低気圧915ヘクトパスカル、最大風速が55メートルと。これは伊勢湾台風がちなみに

930ヘクトパスカルですから、いかに大型化しているかというのが実感していただけるかと思えます。人類が放出する二酸化炭素が温室効果ガスとなり、海水の温度が上昇しているのが原因と言われております。

台風19号、その被害は総務省消防庁の発表によれば、10月22日現在で死者・行方不明者83名、全・半壊家屋が3,627棟、浸水家屋が6万2,400棟以上に上るとありました。そして、その死者の7割が60歳以上の高齢弱者であったということも注目すべき点じゃないかと思えます。

長野市におきまして、北陸新幹線の車両、まだ真新しい新幹線の車両が120両浸水した光景はとてもショッキングでした。30年、40年前の日本であれば起き得る光景だったかと思いますが、最新の技術、工法等でつくられた車両基地が水没してしまうと、これはもう想定外では済まされない事態だと思います。

この長野の場合、流域洪水という言葉がニュース等で叫ばれておりました。旅行で何度か長野へ行きますが、千曲川、下流では信濃川になるんですけど、非常に流域面積というか全長が長い川なんですけど、佐久と群馬県との県境が源流になっております。そちらが大量の雨が降りまして、そして支流の川から少しずつ集まり、そして千曲川に集中し、そして長野市内で越水による決壊という形で洪水となったと。長野市内では多分それほどの降雨じゃなかっただろうと、油断されていたんじゃないかと思えますけど、そういう従来なかったような災害が発生するという事です。

言葉として正常性バイアスという言葉があります。自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価してしまうという特性のことだそうです。今回の19号台風の時も、避難勧告等により区長が各戸を回って避難してくださいよという案内をしましたが、事前に避難する方は少なく、9割ぐらいの方は大丈夫だというような感覚で逃げなかったと。先ほどお話ししました正常性バイアスと、自分だけは大丈夫、過去にこの辺は水害に遭ったことがないというような都合のいい解釈で避難しなかったという事実がございます。

また、後の災害を伝えるテレビ等のニュースで、真夜中にいよいよこれは危ないと、どんどん家に浸水してきて床上にまで来てしまうというような中で、真夜中の2時、3時に避難を始めると。その光景を、車で避難するわけですけど、ドライブレコーダーが捉えております、今の時代ですから。生々しい状況を記録しておりました。家を出るときはまだそれほどでもなかったと。しかし、避難所へ向かう途中の道路、農道だったように思いましたけど、水位がどんどん上がってくる。でも戻るに戻れない、それでどんどん前へ行ってしまう。そして、当然水量がふえていけば車体は浮いてしまって、ドライブレコーダーが捉えていました、車が回転してしまう。おお、死んじゃうぞ死んじゃうぞなんて叫んでおりましたが、後のニュースでは、その方は無事に歩いて避難所に向かわれたというふうなことで、真夜中に逃げるのもまたこれは一つ問題があるのかなというふうに捉えました。

そして、以前にもちょっと一般質問させていただきましたが、避難所の収容能力、キャパシティ一、仮に500人とします。でも実際に災害が起きれば、そこに1,000人であったり2,000人であったり大勢の方が殺到してしまうと。広域な災害の場合、特に多くの市民の方がいよいよ危ないから行

こうというふうなことで、想定を上回る避難者が集まると。結果、入り切れず、仕方がないので2カ所目なのか3カ所目の避難所を探してまた移動すると。これも実際に危険な話なんですけど、災害が起きている状態でありますので。

仮に避難所に入れたとしても、体育館の板の間であったり、それから毛布も1枚であったり、隣の仕切りも確実でないためにプライバシー等は保たれないと。結果、車の中で寝泊まりされる方が多いと聞いております。結果、エコノミー症候群ということで、またそれで命を落とされる方もあります。新聞のタイトルによりますと、「過密、我慢、募る疲労」と、「雑魚寝、物資不足、100年前と変わらず」、そんな厳しい新聞の見出しもございました。

質問に入ります。

1番、ハザードマップの見直しはどのような状況でありましょうか。今回の台風でもハザードマップ外での浸水と、浸水想定区域外での被害が発生し、避難所となっていた公民館や市役所庁舎が浸水した事例がありました。国交省が進める水防法では、数十年から100年に一度のレベルというのが従来の捉え方でしたが、このスーパー台風等により1,000年に一度のレベルというようなどころまで見直しがされ、ハザードマップ等の要請がされていると聞いております。

現在、岐阜県下35の自治体では、新しい基準に従って、海津市さん、輪之内町さん、安八町さん、養老町さん、大野町さんの5つの自治体が新基準に沿った改定がされていると新聞にもございました。本巣市は旧基準とありますが、その辺についてお尋ねいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、ハザードマップの見直しについてお答えをさせていただきます。

平成27年の水防法の改正によりまして、洪水に係る浸水想定区域は、河川整備において基本となります降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域へと拡充されたところでございます。

これによりまして、平成28年12月に国管理河川である根尾川につきましては、新基準に基づく洪水浸水想定区域図が公表されましたことから、本市におきましては、平成29年度に根尾川の洪水ハザードマップを改定し、平成30年5月に全戸配付するとともに、市ホームページでの公表や各庁舎における窓口配布などの周知に努めているところでございます。

さらに、県管理河川でございます犀川、糸貫川につきましては、本年3月に新基準の浸水想定区域図が公表されましたことや、本巣・糸貫地域の土砂災害警戒区域が、本年12月に追加公表される予定でございますことから、現在、この両ハザードマップについては策定を進めておりまして、来年の出水期前までには市民の皆様へ配付することとしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

河村議員。

**○5番（河村志信君）**

ありがとうございます。

現状もハザードマップは各家庭に配付されておりますが、正直私のところもちらっと見ただけで、細かくは頭に入っていないというふうなところが課題になりますので、また何かの機会に再徹底していただくような活動もお願いしたいと思います。

質問の2番に入ります。

避難所の設置状況について、公民館、学校の体育館、市役所庁舎など指定されていますが、各自治会においてより身近な場所、やはり歩いてすぐ行けるような場所が一番理想かと思っておりますので、近隣に工場等の企業さん、また大型量販店さん等があれば、そちらの建物については非常に強固であったり、高層で2階、3階にも逃げられるというふうなことで、そういう企業さんとの災害時の避難協定、そういうものの状況をお尋ねいたします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、避難所の設置状況についてお答えをさせていただきます。

本市では、市内の小・中学校や幼稚園、公民館など市内46カ所を指定避難所として、また各自治会の集会所など市内127カ所を緊急避難場所としております。なお、各庁舎におきましては、災害時において災害の現地対策本部となりますことから、指定避難所とはしていません。

また、災害応援協定に基づき、災害時に一時的に避難先として施設を開放していただける企業の状況でございますが、屋井工業団地及び隣接地の企業9社と、モレラ岐阜、イオンタウン本巣を合わせまして現在11社と協定等を結んでおるところでございます。

なお、これらの11施設は、あくまで各企業の社会貢献の一環として災害時に各企業が施設を開放できる状況において開放される一時的な避難場所でございます。これによりまして協力いただくこととしております。したがって、一時的にそこへ避難された方は、その後、市の指定する避難所等へ移っていただくこととなります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（鐔本規之君）**

河村議員。

**○5番（河村志信君）**

ありがとうございます。

屋井のケース、これは寺町議員よりもお聞きしておりまして、いい仕組みをつくってみえるなど。ただ、本巣市内の全自治会がそのような対応をされているかというところちょっと寂しい部分もございますので、その辺も各自治会のところへもいい事例を、こういう形で活動されている自治会もあり

ますよというのを発信していただけるとありがたいと思います。

質問の3に入ります。

災害ごみの処理はどんなものなのでしょうか。水害時、1階にあった家具、衣類、食料品等が当然水没した場合はごみになってしまうと。特に生の食料品等につきましては、当然廃棄されれば腐敗であったり悪臭であったり、それから衛生面で非常に問題となると。被害後のごみの収集場所、これは市のほうで策定されているとは思いますが、ニュースで見えていますと軽トラにいっぱい積まれた災害ごみが、行列ができて2時間、3時間待ちで廃棄されているような光景がございます。

その辺、これも以前にも質問しておりますが、改めて事前に市民の皆さんがそういう災害に遭った場合に想定され、いろんなものを事前に避難というか、物によっては2階に上げておくとかしないと、大事な寝具から、その日の生活に困るような状況にもなりますので、災害等のそういう事前の対応のようなものも含めてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

災害ごみの処理対応についてお答えをさせていただきます。

本市の対応につきましては、県計画と整合を図り、国が策定した対策指針以降の知見を反映し、平成31年3月に改定いたしました本県市災害廃棄物処理計画に基づき、災害ごみの処理を進めていくこととしております。基本的な考えとしましては、廃棄物の腐敗による生活環境の悪化と感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物を優先的に処理するようにしております。

次に、災害廃棄物の発生量に応じて1次仮置き場を開設し、必要な人員を配置し、資機材等を配備するなどして市民等が搬入するごみを、可燃系、不燃系及び瓦れき類等に分別を徹底することで可能な限り再資源化を行い、最終処分量をできるだけ少なくするように努めてまいります。

なお、災害の規模が大きい場合には、2次仮置き場を設置し、1次仮置き場からのごみを運搬・集約して保管し、選別処理や再資源化を行った後、廃棄物処理施設での処理・処分を行うとともに再生利用を行うこととしております。

また、本市みずからで処理が困難である場合には、本市が締結しております災害廃棄物に関連する協力・支援に関する協定等に基づきまして、本市の災害対策本部を通じまして県と連携し、関係機関等へ応援要請を行い、復旧・復興に向け一日でも早くごみが片づくよう迅速な処理に努めることとしております。以上でございます。

[5番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

河村議員。

**○5番（河村志信君）**

ありがとうございます。

特に、災害に遭ってみないとわからない部分もございますけど、やはり事前にそういうもし何かあっても極力、悪く言いますと、災害時、被災時についてのごみも出しちゃおうかというような雰囲気もちょっと聞こえてきますので、やはりそういう過大な量になったり、また災害ごみ物によっては第2弾、第3弾ぐらいに分けて出せるような仕組みもあれば、いつきにどっと来て、場所的なものが問題になるようなこともないのかなと考えますので、そういう啓蒙活動もできたらお願いしたいなと思います。これは要望としてお願いします。

質問の4に入ります。

防災訓練についてお尋ねします。全自治会において8月末から9月にかけて年に一度の防災訓練が行われております。罹災時の避難場所、それから避難経路、それから手段、徒歩なのか車なのか、それから歩行困難な方、高齢者、弱者への対応などの内容が当然必要で、押さえられるべきことだと思います。

また、最近余りこういうことを言われませんが、炊き出しですね、昔はおにぎりをつくったりとかというような時代もございましたが、そういうものも、ただ用意された備蓄品だけじゃなくて、あり合わせのもので炊き出しをして皆で共有し災害を乗り越えると、そういう模擬体験なども綿密に組み立てられて実施されている自治会もあると聞いております。洪水や地震など、いざというときに犠牲者を出さず安全に避難ができるのか、ちょっと心配な避難訓練も見受けられるような感じがします。そこまで行政がタッチできないというようなことも聞いておりますが、自治会ごとの避難に対するレベルチェック、問題点、課題点を発掘して、避難訓練のレベルアップを図る必要を感じております。

防災士の方も、きのう数字も出ておりましたが、ふやしていただき、できれば各自治会に何人かがお見えでと、そういう方がリーダーとなって災害時の対応、それから備品類の備えもやるべきかなというふうに考えております。

いま一度防災訓練についてお尋ねしたいと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、防災訓練についてお答えをさせていただきます。

毎年7月の自治会長会におきまして、防災訓練の概要や日程を説明させていただきまして、訓練当日に各自治会がどのような防災訓練を実施するかにつきまして、全自治会に総合防災訓練実施メニューの提出をお願いいたしておるところでございます。また、消防団員の派遣や訓練に必要な貸し出し資機材の調整、訓練実施に当たっての助言などを行う中で、訓練内容を把握しているところでございます。また、訓練を含めました防災活動に要する費用に対しまして支援措置といたしましては、自主防災活動補助金を支援しており、活動写真を添付した実績報告書によりましてその活動

内容を確認しているところでもございます。

さらに、市では自治会における防災力の強化を図るために、自主防災活性化補助金によりまして、地域の実情に応じた救助用資機材や備蓄食料の購入の補助、特に防災士の資格取得にかかる費用につきましては全額を補助いたしまして、資格取得後につきましてもフォローアップ研修の実施、地域防災リーダーとなる防災士の育成にも努めているところでもございます。

こうした支援によりまして、年々防災士の資格を取得されました防災士の方が防災訓練への積極的な参加も報告されておりまして、自治会における防災訓練の充実にもつながっていると考えているところでもございます。

防災訓練は災害時に、みずからの命はみずからが守る行動を平常時から反復して行い、災害時に慌てることなくみずからの命が守れる行動をとれることが目的でございます。

ここ数年、これまでの想定を超える災害が発生いたしまして、従来の行政による防災対策、公助には限界がありますことから、自分の命は自分で守る自助と、地域の安全・安心は地域で守る共助による防災意識の向上や防災対策の底上げが重要になってくると考えております。

市といたしましては、防災訓練の実施に当たりましては、これまでの体制を維持しつつ、自助、共助について、市民や自治会が考え、学び、行動に移せる訓練メニューを提示するほか、自治会ごとにそれぞれ創意工夫されて地域の実情に合った自主防災訓練が実施されるよう、引き続き支援をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

定期的な実施される総合防災訓練でありますけど、実情として、消火栓にホースをつないで放水して終わるような簡略化された自治会もあると聞きますので、いざというときに役立つというか実現できる避難訓練を目指して御指導いただければありがたいなと思います。

次に、大きな2番、指定管理者制度の現状についてお尋ねいたします。

地方公共団体の公の施設の管理、運営を株式会社等の営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができるというのが指定管理者制度というふうに思っております。

運用上の留意点として、1つ、定期的な収支報告、運営協議会を設ける。2番、利用者であるとともに本来の所有者である市民のチェック制度を機能させる。3番、管理者自身がサービス向上と改善のための情報収集を行う。4番、管理を指定した地方公共団体及び第三者機関による監査を実施する。5番、管理を指定した地方公共団体職員の頻繁なる訪問（業務によっては常駐）による指導。6番、地方公共団体からの派遣も含めた一定率以上の正規職員が占める割合の担保と、このようなことが指定管理者制度の規定の中にございました。全てが本巣市が行っておる指定管理者制度



には合致しないとは思いますが、そのようなことを押さえないといけないという形になっております。

質問に入ります。

1番、これもきのうとちょっと重複しますが、プロジェクトアドベンチャー施設の活用状況はいかがなものでしょうか。企業の新人研修等に活用とのふれ込みでしたが、その後の研修の実績数、企業数、回数、人数等、いま一度教えていただければありがたいです。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、プロジェクトアドベンチャー施設の利用状況についてお答えをさせていただきます。

NEO桜交流ランドの敷地内にあります体験型プロジェクトアドベンチャー施設は、平成29年度に実施いたしました本巣市観光等施設再整備事業において、平成30年度からの指定管理者を公募する際、現在、本市観光等施設の指定管理業務を行っております指定管理者から、うすずみ温泉四季彩館へ団体客を誘致し、施設の稼働率を上げる目的で事業提案がなされたため、この事業提案書に基づき本市が建設したものでございます。

本体験型施設では、プロジェクトアドベンチャーというアメリカで開発された教育プログラムを実施しており、東海地区では本市が初めての導入となっております。本教育プログラムの特徴といたしましては、課題を解決するプロセスから、自他理解、協力、協働することの大切さを学び、生きる力や豊かな心を育み、人の器を大きくすることを目的としております。価値観が違う人同士が協力して課題を解決していくことで、自己理解、他者理解、コミュニケーション、リーダーシップ、課題解決などの力を身につけることができることから、近年、企業の人材開発や教職員や学生の育成を対象に取り入れられております。

御質問のプロジェクトアドベンチャー施設の活用状況でございますが、平成30年度は市内の小学校、スポーツ少年団、市外の企業など8団体476名の方が利用され、うち2団体173名の方が、うすずみ温泉四季彩館で宿泊をされました。

今年度につきましては、10月末までの実績ではございますが、市内の小学校や市外の企業など17団体476名の方の利用があり、うち3団体119名の方が宿泊され、NEO桜交流ランドへの新たな団体客誘致につながっております。

このほかにも指定管理者のファシリテーターによる出張プロジェクトアドベンチャー研修や、無料体験会など新たな顧客を確保するため営業活動に取り組まれております。

今後につきましてもNEO桜交流ランドの稼働率を上げるため、指定管理者による営業活動に加え、本市のホームページ等の活用によりまして、本施設の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

他市町の事例ですが、滋賀県大津市のびわ湖バレイ、こちらにはジップラインと、それからスカイウォーカーといったスリルを求めるアトラクションが人気だそうです。それと福井県池田町、こちらにはツリーピクニックアドベンチャーいけだ、ここには日本最長の510メートルのジップラインがつけられとても好評だと聞いております。

研修で根尾のプロジェクトアドベンチャーが利用されるという形で御提案がありましたが、なかなか企業さんにおいても厳しい中で、一般の方の楽しめる施設でもあってほしいなというふうなことを要望としてお願いをしておきます。

質問の2番、交流館というんですかね、以前の、ダンス教室等に利用するというので、壁面には大きな鏡が設置されたとしてお聞きしておりますが、これもきのうのお話では、利用状況、利用者はゼロだというような回答でございましたが、いま一度質問したいと思います。よろしくお願います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、このプロジェクトアドベンチャー施設の建設と同じく、平成29年度に実施いたしました本巣市観光等施設再整備事業におきまして、平成30年度からの指定管理者を公募する際、現在の本巣市観光等施設指定管理者業務を行っております指定管理者から、うすずみ温泉四季彩館への団体客を誘致し、施設の稼働率を上げる目的でふるさと体験工房の一部を、雨天時のプロジェクトアドベンチャー研修のオリエンテーションやダンススタジオとして利用できるよう事業提案がなされたため、この事業提案書に基づき市において改修をいたしましたものでございます。

御質問のダンス教室等での利用につきましては、参加人数についてでございますが、指定管理者による利用促進を図ってまいりましたが、ダンス教室等としての利用実績はございませんでした。しかし、雨天時や冬季期間中には、屋外の体験型プロジェクトアドベンチャー施設を使ったプロジェクトアドベンチャー研修が行えないことから、当貸しスタジオを使って室内向けのプロジェクトアドベンチャー研修に利用されたとお聞きをしております。

今後につきましては、プロジェクトアドベンチャーとしての利用のみならず、ダンスなどの合宿研修での利用促進を図るため、指定管理者による営業活動のほか、先ほども申しました本市におきましてもホームページ等の活用により広く周知を図ってまいりたいと考えております。以上でござ

います。

[5番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

せっかくある市の施設ではありますので、少しでも活用してこそ価値があると思います。現在、ブームでもありますフラダンス、ベリーダンスとか太極拳、また若い人に人気のヒップホップダンス、それからバサラ踊りなんていうのも非常にはやっております、そういう愛好家の団体にアプローチしていただき、できれば温泉プラス宿泊、そしてそういうダンスを楽しんでいただくというような形でより強く営業をかけていただきまして利用していただくことを要望させていただきます。

3番の質問に入ります。

道の駅の取り扱いアイテムにお尋ねいたします。2つの道の駅で販売される商品ですが、絞り込みというんですかね、アイテムの整理で少なくなっているように感じられます。また、地元でつくられた商品が減っているのかなというようなことも聞こえてまいります。本巢の道の駅へ来られる方は、やはり本巢でつくられた地元のを求めてみえるんじゃないかという中で、特色のある地元産のものが少ないというのはちょっと寂しい感じがしております。

地元以外の業者の方の商品がふえているような感じも見受けられますが、その辺の経緯だとか背景をお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、道の駅で販売されている商品が市外の商品が多くなっている経緯、また背景についてお答えをさせていただきます。

平成29年度に道の駅等観光施設の前指定管理者である一般財団法人もとす振興公社から、指定管理者に指定管理業務を引き継ぐに当たり、一般財団法人もとす振興公社が保有していた山菜の漬物やみそなど特産品の原材料等につきましては、指定管理者の方針により引き継ぐことができないことから、みそや山菜の漬物など一部の食材につきましては、一般財団法人もとす振興公社より多くの原材料のまま販売されたとお聞きをしております。みそや梅干し、ラッキョウ等につきましては、仕込みから商品として加工して販売できるようになるまで半年から2年ほどかかるため、今までうすずみ特産販売所で加工していた商品が品薄状態になったとお聞きをしております。

このため、道の駅の収益を確保し、安定した施設運営を図るため、市外の商品を販売されるようになったとお聞きをしております。

ことし10月になり、ようやくみそや梅干し、ラッキョウ等の仕込みが完了したため、11月上旬から本格的にうすずみ特産販売所で加工した特産品の販売が再開されるようになったとお聞きをして

おります。

指定管理者におかれましては、今後も地元でつくった特産品の販売に力を注ぐとともに、地元産品を使った新たな特産品開発にも取り組んでいきたいと聞いております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（鐔本規之君）**

河村議員。

**○5番（河村志信君）**

ふるさと納税の返礼品につきましては、いろいろ課題が出てきまして地元でないものを返礼品に扱って、それでは本来の趣旨から外れるだろうということで、返礼品は地場産品でということであります。

新たな本巢市の地場産品を育成するためにも、そういう思いのある方、団体の方を支援していただき、指導していただき、当然保健所等の難しい課題もございますが、そういう形で道の駅で販売される地元産品をふやしていただきたいなど。6次産業という言葉もございますように、本巢はやっぱり農業に従事される方が多い土地柄ですので、そのようなものもお願いしたいなど。

私も道の駅、いろんなどころへ旅行へ行きましたときに寄るのが楽しみで、そのときにやはり探すのは地元の珍しいというか特産の農産物とか加工品を探すというようなこともございますので、ぜひ地元の地場産品が多く並ぶような形でお願いできればということで要望させていただきます。

4番の質問に入ります。

この4つの施設は、本巢市民の税金でつくられたものであることは事実だと思います。そして、地元の雇用拡大も背景にあったと、現在もあると思いますが。職員さんの人数の推移、それからやはり今の働き方改革ではありませんが、満足度といいたいでしょうか、その辺の状況はいかがな状況かお尋ねしたいと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、観光等施設の職員の状況についてお答えさせていただきます。

指定管理者による指定管理が開始された平成30年4月1日現在の本巢市観光等施設の従業員数は、道の駅織部の里もとすが34名、うち市内の方は15名。NEO桜交流ランドは40名、うち市内の方は31名。NEOキャンピングパークは11名、うち市内の方は10名。うすずみ特産販売所は19名、うち市内の方は18名で、施設全体としましては104名、うち市内の方が74名従事しておりました。

本年10月末現在では、道の駅織部の里もとすが37名、うち市内の方は15名。NEO桜交流ランドは34名、うち市内の方は25名。NEOキャンピングパークは10名、うち市内の方は9名。うすずみ特産販売所は13名で全て市内の方であります。施設全体といたしましては94名、うち市内の方が62名従事しております。平成30年4月1日と比較しますと施設全体で10名の減となっております。

指定管理者におきましては、各施設とも人員が不足しているため、随時従業員の募集を行っているとのことですが、応募される方は少なく、特に根尾地域の施設では深刻な人手不足に悩まされているとお聞きをしております。

従業員の働き場所としての満足度や意見等の把握につきましては、毎月市担当者と指定管理者、営業所長、各施設の責任者による本巣市観光等施設の定例会での意見交換のほか、市職員が定期的に各施設を訪問し、従業員から施設運営に対する意見や要望等をお聞きしているところでございます。

従業員からいただいた意見や施設運営に対する要望等につきましては、指定管理者に伝えるとともに改善が必要な事案につきましては、改善が図られるようお願いをしているところであります。

今後につきましては、市職員による従業員からの聞き取り調査のほかに、各施設で働いている従業員が市に対して直接意見や要望が述べられるような仕組みづくりを検討するとともに、地域住民の働く場としての提供、各施設で働く従業員が働き場として満足できるよう、指定管理者に提言してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

根尾地域での求人に対して応募者が少ないという現状があるということですが、移住・定住という言葉もございますように、まちから若い方でそういう思いで、そういう地域の活性化に貢献したいというような若い方をまた都会のほうからでも求人していただいて、募集していただくのも一つのアイデアかなということで要望させていただきます。

最後に、いま一度10月12日に襲来した台風19号、災害に対する新聞記事をちょっと注目いたしました。切り抜きをしてみました。非常に膨大な量になりまして、12月現在でも、ちょっと見ていただくといいんですけど、本当に真面目にちゃんと台風関係をずうっと全部集めましたらすごい量になりまして、それだけ皆さんが心配している、関心がある、注目していることだと思います。

今回の御答弁にもありましたように、行政サイドでも最大の備えをさせていただいているというふうに感じましたので、非常に安心しておりますが、でもそれ以上に災害というか台風については巨大化していると。それから地震についても、南海トラフだとかいろいろ騒がれておりますが、いつどこきかつての濃尾地震のような地震が発生するかもしれないというような中で、やはり言葉としては、もちろん行政の方をお願いする部分もございますが、やっぱり自助であり、自分の命は自分で守るというところに尽きるのかなというふうに考えますので、より本巣市民の方一人一人にそのような思いが伝わるような活動をお願いしまして今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続いて、6番 澤村均君の発言を許します。

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

きょうは一般質問を始める前に、最近、新聞紙上、テレビ、マスコミ等で桜が満開ということで、時期外れの国会の桜ですね、これは。結局、きょうの質問にもありますが、税の無駄遣いをきわめたる極地といえますか、耐えがたいものがあります。これから質問の中にもところどころ出てきますので。

きょうの質問4項目あります。

税金の無駄をなくす。税収が潤沢にどんどん入ってくる時代はもう終わったと。いかにして今あるものを大事に使っていくか、そういうことを考えますと、本市でも今後、庁舎問題等いろいろ計画があります。

今、私は健康が一番ということで、山歩きとかぼちぼちやっているんですけど、その折にたまたま、県内各地に行くんですが、一番身近なところを忘れておりまして、富有柿の里という施設がありました。一番近くて安全というんですかね、規模はちょっと小さいんですけど、そこを歩いておりましたら、もう築30年ですかね、これ、合併前なのでちょっと僕もよくわからないんですけど、立派な施設が4棟建っておりまして、私も農産物で漬物をやったりとかということで直売所にも行くんですが、土・日になりますと本当に各地から見えて、駐車場も満タン状態ということで、すごい施設だけどちょっと狭いなと、そういうことを思いながらこの施設を一通りぐるっと何回も回ってみました。そうしたら、一番広いスペース、敷地を占有しているのが柿の木がたくさん植えてありまして、立派な温室もありました。富有柿の里のメインの施設は、高木貞治博士の開所式もお招きいただいて見てきたわけですけど、多岐にわたっているんなさまざまの方が利用されている。

一部国の施設ということで道の駅という形にもなっておりましたが、そこで気になったんですが、問題、一番最初に書いてあるんですけど、特産物である本巢市の富有柿、このネーミングどおり柿振興のためにつくられた施設ではないかというふうに思いながら施設全体を見回してみました。そこで、一番最初に富有柿の里、特に柿振興のために利用されているのではないかということから、私も勉強不足なので、そもそもというところで柿振興のためにこの施設をどのように利用されているのかということをお尋ねします。

**○議長（鐺本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、現在の柿振興のための施策についてお答えさせていただきます。

近年、柿を取り巻く環境は厳しい状況にあり、本市の柿栽培面積及び農家戸数につきましては、農林業センサスによりますと、2000年の調査で361ヘクタール、957戸でありましたが、2015年の調

査では298ヘクタール、702戸まで減少しております。

このため柿栽培農家の減少抑制のため、富有柿の里では柿栽培を技術面から支援し、柿づくりについて基礎的な知識と技術を講義や実習を交えて学ぶことができる柿づくり塾を開催しております。柿づくり塾につきましては年間10回開催し、平成28年度が延べ598人、平成29年度が延べ667人、平成30年度が延べ757人と受講者は毎年増加傾向にあり、定年退職して新たに柿栽培を始めた人や、柿畑はあるが栽培管理がわからないなど、柿栽培について問題や疑問を抱えている農家の手助けを行い、今後も本市が柿産地として維持できるよう柿の担い手確保に努めております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変利用されている方が大勢見えるということなんですけど、この施設の中に大きな温室というんですかね、ガラス張りのでかい施設があるんです。僕ずうっと見ていて、どう見てもこれは倉庫にしか見えないなという部分がありまして、米と同じように、農家の方たちが今担い手に預けていく、柿畑も同じようにかなり体力が要るといことで担い手に預けているという、法林寺地区なんかでも知り合いがかなり何町歩とやってみえるといことで、減っているわけですよ、農家自体が。

そこで見た限りのあの施設の中で、あそこで研究をなされているのか、何か柿の選定をされて管理されている方はお見受けするんですけど、もったいないような施設がありました。現在、施設というんですか、温室に関してですけど、どのように管理、運用をされているのかをお尋ねします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えさせていただきます。

議員が御指摘の、もともと当初の富有柿の里につきましては、おっしゃられたように当時はそういった富有柿の培養の研究、またガラス温室を使つての柿栽培と、また世界の柿の木といことで、そういった世界の柿の木を展示して、柿のそういった振興、普及も図りながらといことで、施設を整備したという経緯でございますが、議員御指摘のとおり、施設ももう何年も経過しております、そういった研究等も現在は行っておらず、また温室につきましてもそういった活用が今されてございませんので、現在といたしましては議員御指摘のとおり、温室につきましても有効活用という形で、ガラス温室につきましては倉庫的にそういった市の資材を保管する倉庫といことで今利用しておるとい状況でございます。

[6番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

やはり見たとおりの利用の仕方かなというのを確認いたしました。

この施設全体における部分で、要は無駄をなくしていこうということを考えたときに、これからの質問にも出てくるんですけど、今、利用者、多岐にわたって使っていることで次の質問で出てくるんですけど、こういう無駄といったらちょっと言い方はあれなんですけど、当時としては画期的なことだったということをお聞きしておりますが、やはりせっかくあるものは有効利用、敷地をまらず有効に利用することをお願いしておくということで、2番目の質問に入りたいと思います。

今、この施設、高木貞治博士の施設もありますし、陶器を焼く施設もあり、古墳の展示物もあるということで、いろいろあるんですけど、全体としてこの施設の利用内容と利用者数を教えていただきたいです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、施設の利用内容と利用者数についてお答えさせていただきます。

富有柿の里の施設の利用内容につきましては、会議、バーベキューや船来山古墳群の文化財見学のほかに、平成30年度には、議員先ほどおっしゃられました高木貞治博士記念室がオープンし、見学に利用されております。近年は会議室の利用形態も農業者の利用のほかに、絵画クラブ、パソコン教室、スポーツ少年団など文化・教育的な利用がふえてきており、ニーズの変化が見られております。

また、施設の利用者数につきましては、平成27年度が施設全体で5万2,585人、平成28年度が5万3人、平成29年度が4万9,273人と従来の利用者は減少傾向にありましたが、平成30年度からオープンいたしました高木貞治博士記念室が3,000人を超える見学者数となったことから、平成30年度は4万9,379人と増加に転じております。

また、令和元年9月には、東京理科大学の副学長で同大学の数学体験館の館長である秋山仁先生による監修を受けた数学ワンダーランドもオープンし、さらなる利用者数の増加が見込まれております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

この利用者数が多いか少ないかは別として、有効に使いたい人が使える、特に教育という部分で今大変人が戻ってきているということなんですけど、施設全体を考えたときに一番使い勝手のいい



使い方ということをこれからは考えていかなきゃならないかと思います。

その中に農林業実習センターというんですかね、研修棟というのがぽつんとあるんですけど、何か使っているのかなど。名前は名のとおり振興研修センターということで、利用者はあると思うんですけど、この施設だけでどれぐらいの年間利用されているのかをお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問の体験実習館ですが、今、バーベキュー棟の一番上にある体験、研修という形で、当初もそういった農業の体験ができるだとか、そういった宿泊をしたりですとか、研修をするという目的で施設が建てられたというようなことで、施設ができた当時はそういったスポーツ少年団がバーベキューをしたりとか、会議室を使った後にバーベキューをしたりとかというような目的をしながら施設の有効利用を図ってきたわけですが、ちょっと手元に最近の数字は持っていませんが、私の知る限りちょっと施設も老朽化しておりますので、ほとんど使われていないというような現状であるとは認識しておりますので、その体験館につきましても、やはり施設の有効利用という観点から、私どもも今後そういった有効に活用できないかというようなことで、市独自ではなかなか難しいことではございますので、また民間のお力をかりて有効活用できないかというようなことにつきましても、いろんな形で今検討しておる段階でございますので、今後活用できるようにまた努めていきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ということで、かなりもったいない使われ方だということが大変よくわかりました。

全般的にこの施設をこれから使い勝手のいいように変えていくというか、また壊してつくるというのは大変なことなんですけど、とにかく有効利用していくということを全般的に考えながら各方面の方々のお知恵をかりながら有効利用できるように改善を求めていきたいと思っております。

そこで3番目の質問に入ります。

私も車でもちろん行くんですけど、駐車場が特に土曜日、日曜日は満車状態で、マイクロバスもトイレ休憩を兼ねて来るんでしょうけど、とにかく狭いというのが第一です。先ほどの施設の有効利用ということを考えたら、改修の折には駐車場の増設、この販売所はかなり人気があるみたいで、織部まで行かなくても新鮮な野菜が買えるとか、トイレもありということで地元の教育施設ということも兼ねて全般的に考えるとどうしてもキャパが足りないかなということが否めませんので、この点を今後の課題としていただいて、改修等を考えていただけるとありがたいと思っております。

そこで4番目に入ります。

高木貞治博士の記念館ですが……。

○議長（鐔本規之君）

駐車場の件は、答弁はよろしいですか。

○6番（澤村 均君）

これは今、最終的には改修を全般的にやっていただけるということをお聞きしましたので、それも含めて考えていただきたいと思います。済みません、原稿がなくてちょっと。

○議長（鐔本規之君）

了解いたしました。

○6番（澤村 均君）

そこで4番目の質問に入りたいと思います。

この高木貞治博士の記念館、スペースもかなり広くとっていただいて子どもたちもかなり利用されているということなんですけど、今後、改修されるということも考えながらこの記念館をどこかに新たに考えられているのか、ここをまた定着してここで使われるということであれば、改修されるそういう機会を一緒に考えながらもうちょっと、あのスペースで足りているのか、このままでいいのかということをおとちょっと教育委員会のほうから教えていただけるとありがたいです。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

高木貞治博士記念室は、平成30年3月の開室以来、きのうまでで5,000人近い来室者がありました。その内訳は、市内が57%、市外が43%で、中には北海道、東北、東京、四国などから、さらにはフランス人留学生など外国人の来室もありました。多くの方に高木博士の偉大な功績や学びの足跡などを発信することができていますので、今後も広く紹介し、特に全ての市民に参観してもらえるような啓発をしていきたいと考えております。

また、記念室にあわせて施設内会議室を小・中学生が学ぶ数学校、STEAM講座などの定期的な学習会場として位置づけました。さらに、この秋には東京理科大学と連携し、数学の楽しさを伝える体験型の空間、数学ワンダーランドをオープンさせ、数学の理論や公式を体感する教具や、数学的思考を生かして遊ぶ教材を約40種類準備し、その仕組みや遊び方などを示しました。静寂であったフロアが、マンホールのふたはなぜ丸いのかとか、楕円の中ではなぜどこからでも同じ点にボールが集まるのかなど、身近な疑問が数学の理論と結びついていること、生活が数学で成り立っていることが体感できるわくわくする空間に変身しました。記念室だけではリピーターに限られていますので、体験重視の数学の総合的施設という設定にしたことは効果的であると考えています。

来年度は、数学のまちづくりコーディネーターと記念室ワンダーランドの説明員を配置し、体験内容を充実させますので、親子連れなどでいっぱいになることが期待されます。

また、学校教育の側面から市内全小学校4年生を富有柿センターに招いて、記念室では高木博士

の功績を学び、ワンダーランドではさまざまなアイテムに触れて五感を通して考える力や、論理的思考を身につけ、たくましく生きる力を育てていきたいと考えています。

今後は、高木貞治博士記念室と数学ワンダーランドを位置づけた富有柿センターを数学のまちづくりの拠点として、また国史跡となった船来山古墳群やその出土品が展示されている古墳と柿の館も含め、富有柿の里全体を教育・文化の拠点として整備し、多くの市民の学びの場所として、また観光資源として定着させていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。

現在のまま定着するというので承っておきます。そうであるならば、やはり広く整備をされるということがどうしても必要かなというふうに思われます。これは富有柿の里全体というか、次の質問に出てくる船来山のこともありますので、とにかく広く使う、県内外の人も来るということであれば、さらにこの駐車場整備等を。

私も歩いておまして、各建物にチケットの大人幾ら、学生幾らというのが書いてあるんですね。そこに障がい者の方幾らと書いてあるんです。ずうっと歩いてみて、あれ、結構インターロッキングも傷んでいるし、このスロープで本当に障がい者の人がここへ来れるのかと。特に教育でそういう方もいらっしゃると思います。ちょっと当時のつくられたときの状況がわからないのであれなんですけど、今、人に優しいとか、バリアフリーとかという言葉があそこを見ているとほど遠いなど。当初の目的と余りにもつくり方、使い方が変わってきている以上、やっぱりどうしても改修が必要であるということを考えながら次の質問に入りたいと思います。

この富有柿の里の裏にはずうっと大きい船来山という山があります。私も昨年、和歌山のほうへ研修に行った折に、キトラ古墳というかなり大きい、日本で最大級ではないかというキトラ古墳を研修、見学に行きました。そこで、当時40万人が観光客、市民の方が訪れるというすごい施設も立派ですし、広大な敷地の中に何百という古墳があるという、その学芸員の方がおっしゃられるには、本巢の船来山はそれに次ぐか、それよりまさるのではないかという意見でした。

ただ、この全面古墳の保存ということは大変な仕事だと思われるんですけど、今後にわたって古墳の保存ということを考えたときに、この船来山全体に、ことしでしたか一部地権者が市のほうに譲渡されたという話を承っております。こういう方たちばかりおればよろしいんですけど、多分個人の山もあると思います。ゴルフ場の開発という話が持ち上がりまして、それが頓挫し、この山は今荒れ放題になっています。

そこで、今後のことを考えたときに、この地権者というのはどれぐらいおられるのかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（溝口信司君）**

それでは、現在の船来山の地権者の人数についてお答えをさせていただきます。

船来山古墳群は、東海地方最大級の古墳群として、ことし2月に国の史跡指定を受けました。過去に発掘調査の行われました範囲を第1次指定として史跡指定を受けたところでございますが、今後も調査などを進めながら船来山全体の史跡指定を進めていきたいと考えております。

御質問の地権者の人数につきましては、本市を含め、個人、法人などを合わせて62名であります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

62名ということで大変驚いております。田畑の放棄地というのものもあるんですけど、ここの山も一時はなかなか山の柿がおいしいということでたくさんつくっておられたということで、多分このゴルフ場の開発のときに放棄されたのか、栽培をやめられたということだと思いますけど、竹は伸び放題、管理はされていないような状態が続いております。

今はいないんですけど、高橋勇樹君がいるときにいつもボランティアでこの歩道の伐採とか下刈りをやっているということをいつもかも聞いておったわけですけど、今でも歩いておりますと、多分歩くところがきれいになっているところは誰かが下刈りをしているのかなあというふうに見受けられるんですけど、例えば市の部分は市が管理していると思われませんが、ボランティアの力で今の状態を維持できるのか、今後のこともありますので、ボランティアに任せきりでいいのか、山は荒れていかないのかというのを、自然環境の面からもちょっとお尋ねいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（溝口信司君）**

それでは、船来山の管理についてお答えをさせていただきたいと思います。

国の史跡指定を受けました土地とその周辺につきましては、昭和産業株式会社のほうから約17ヘクタールの寄附をいただいて市の所有になったところでございます。

市の所有地につきましては、今、議員さん申されましたとおり船来山古墳群のボランティアの方に古墳へ向かう山道や古墳周りの草刈り、竹の伐採を通して古墳の保護と、それからことしから始めました里山ウオークの開催などに御協力と御尽力をいただいております。

現在の船来山古墳群の整備につきましては、船来山古墳群保存・活用検討委員会や国・県と協議をしながら、第1次指定地の保存・活用計画の策定を進めているところでございます。この計画が

できますと、ようやく具体的な整備を進めることができてきます。計画ができた段階におきまして、船来山古墳群の価値や魅力をさらに発信し、多くの方に周知を図りながら今後の整備とともにボランティアの方もふやしてまいりたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございました。

今、東海環状自動車道も着々と工事が進んでおるところであります。このちょうど中心部あたりをトンネルが掘削され工事が進むわけですけど、トンネルを掘ると当然影響も出てくると思うんですけど、陥没する云々という話は置いておいて、とりあえずこの工事にかかわる影響範囲というのは当然古墳にも影響してくると思われま。この保存というか復旧というんですかね、これは誰が行うのかということをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、東海環状自動車道のトンネル工事に伴います保存についてでございますが、東海環状自動車道のトンネル上部に当たる部分において古墳の確認がされております。トンネル工事につきましては、その古墳に影響がない工法により施工することを岐阜国道事務所と事業者であります中日本高速道路株式会社と協議をいたしました。また、直接トンネル工事の影響を受ける古墳がないことを確認しております。

11月に開催いたしました船来山古墳群保存・活用検討委員会におきましても、その工事についての説明をしていただき、質疑応答などを行い、検討委員さんの方に了承をいただいたところでございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変明確にお答えいただいて安心をいたしました。

そこで、この船来山トンネルと申しますか、この道ができ上がりますと全国各地の方がここを通られるわけです。いろいろトンネルの名称等でちょっと気になりましたので、一言伺いしますが、例えば船来山古墳トンネルとか、地名を使うということをお聞きしておりますが、そういう地元からトンネルの名称なり、かなりインパクトの強いものが発信できることが可能かどうかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、トンネルの名称に船来山古墳群等の要求はできるかについてお答えをさせていただきます。

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に確認をしましたところ、トンネル、橋梁等の名称につきましても、事業者である中日本高速道路株式会社が将来の維持管理のしやすさといったものを主眼として山名、もしくは地区名を付すことを基本として名称を決定しているとの回答をいただきました。したがって、議員御質問の船来山古墳群等の名称につきましても、それに該当しないと思われまので困難であると考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

全国に発信するというのを考えたときに、トンネルの名称で使えないということであれば、その近くにわかりやすい全国に発信できるような大きな看板等、史跡に邪魔にならないような大きくわかりやすいものを設置していただくと観光客の誘致にもつながると思います。

それで、この質問の最後のことですが、この船来山古墳群全体、岐阜市側もありますが、全体を遊歩道という健康増進という意味で、私の趣味でもありますところなんですが、そういうことを考えたときに和歌山の古墳の市民の散策道路、憩いの場ということを見ると、かなり広大な敷地なのでどの程度のことが許されるのかということをお尋ねしますが、健康増進という意味で遊歩道を設置する予定は、また考え方はありなのかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、古墳群の遊歩道の計画についてお答えをさせていただきます。

船来山古墳群は、今回指定を受けました範囲だけでも111基の古墳がございます。これらの古墳の状態を確認して、それぞれの古墳の保存や管理の方法について検討を進めているところでございます。あわせて、古墳の特徴や価値がわかるような整備や公開方法を検討する中で、市民が足を運べる遊歩道の設置や、あずまやなどの設置場所についても検討を進めてまいっております。

古墳の価値を後世に伝える史跡として、また市民の憩いの場となるような整備をしていきたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

東海地区最大級と言われる船来山古墳、ぜひとも後世に残るような形で整備をしていただき保存をしていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

ほかの議員さんも防災に関係してはかなり質問されたことでございます。防災ハザードマップの更新についてということで質問するわけですけど、私も9・12、約50年ほど前ですが、岐阜市内に住んでおまして床下浸水、そして兄弟の家は床上浸水、私もその当時3日間、昼夜炊き出しのおにぎりを食べながら、建設業をやっておりましたので、資材を運んだりとかということでこの本巣市まで材料をとりに来たこともあります。もう長良川が決壊するぞということで、くいと木材資材を東隣の会社までとりに来たもんです。1回目にとり来たときはよかったですけど、2回目に来て尻毛橋まで来たときに、もう尻毛橋の堤防の上を洪水が上を流れてアスファルトも流され、もう尻毛の村が浸水していく状態を目の前に見ながら、自衛隊が復旧しておりました。

こういう今1,000年に一度とか言われておる水害、特に今回は水害についてですけど、この防災ハザードマップに書いてある色だけを頼りにして避難するということをまず第一に考えて、そして北方、瑞穂の議員さんと懇談したときに、例えば9・12のような水害でも瑞穂市は5メートルの浸水だともう全滅だと、北方も南部地域はほとんど水没するということを言われておりました。

ということで、私も現実に9・12の水害の水位を見たときに、鏡島大橋から島小学校の1階が全部水没している、黒野地区はもちろん鳥羽川の氾濫ということであったわけです。これは1,000年に一度じゃなくて、僕が知っている記憶の中でも床上浸水、1階が全部水没するというのを目の当たりに見てきました。

そこで、私は今住んでいる一色地区はすごく安全なところだと思ってほかの人にも自負して話しております。ここで例えば床下なり道路か冠水するような洪水になれば、これはもう逃げ場がありません。

そこで、せんだっての水害のときにも、最初に避難したら、その避難場所が人が収容し切れない、第2の避難場所へ移す、もうそのときには水がいっぱい来ているわけですね。そういうときに、第2、第3ということは、転ばぬ先のつえで用心にこしたことはないんですけど、本当に逃げ場がどこかということはふだんから各家庭、個人が把握していないとどうしようもないわけです。そのためにはこのハザードマップというのを、私は大事に持っていますけど、本当に各家庭に配付されている分厚い水害用、地震用とあるわけですけど、あれを本当に有効活用しているのかなあということを考えたら、せつかくあるあれは本当に、くどいようですけど毎回防災訓練のときにやっぱりあれを皆さんが持ってくるなり、公民館に行けば張ってあるわけですね、そこまで行く前に浸水しては逃げることもできないということで、これは行政に頼るんじゃなくて個人個人が、いつも感心する屋井の防災訓練のあり方を見ていて、先ほども河村議員が質問されたんですけど、やはり自

治会単位、特に班単位、これは本当に真剣に考えていかないと元も子もないというか取り返しのつかないことになると思います。

そこで、現在、市民に発行されている防災ハザードマップと、更新の話も先ほどから何度もお聞きしております。あえて、最初の避難場所が入れない、そこまで行ければいいかなと思うんですけど、第2、第3ということを考えてときに、今度更新されるこのマップというのはどのようなあり方であるかをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、洪水ハザードマップの更新につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

洪水ハザードマップは、国土交通省におきまして、根尾川の河道の整備状況を勘案して想定し得る最大規模の降雨とされる2日間での総雨量667ミリの豪雨に伴う洪水によりました根尾川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーション予測した洪水浸水想定区域図と、浸水した場合に想定される水深、さらに過去市内で発生いたしました浸水の実績等を記載し、市民の皆様にも周知させていただいておるところでございます。

しかしながら、支川や内水による氾濫等につきましては、これを勘案して策定しておるものではないので、御理解をいただきたいと思っております。また、昨今や近年の豪雨等に常に想定外もあり得るということをお理解いただきたいと思っております。

また、平成30年の7月豪雨や今年の台風15号、19号に関する検証結果等もございましたとおり、洪水ハザードマップを知っていても、洪水ハザードマップを活用し、自分がいつのタイミングから避難の準備を開始し、どの経路をたどって、どの避難所に避難するのかを考え、実際に避難経路を確認していかなくは安全な避難行動にはつながらないというふうに考えております。

防災において、これが万全、大丈夫ということはありませんので、市といたしましては、関係機関や自治会に協力を得ながら、引き続き市民に正しい防災知識の習得の促進や、その知識に基づいた避難行動の実践を、防災訓練などを通じまして行っていただけるよう支援し、より安全な避難行動につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、洪水ハザードマップの更新予定でございますが、先ほど河村議員の御質問にもお答えさせていただいたとおりでございますが、根尾川の国管理部分の洪水ハザードマップにつきましては、30年5月からの公表、配付させていただいておりますが、県管理河川につきましても今年度内に新基準の洪水ハザードマップを策定いたしまして、来年の出水期前までには市民に周知を図ることとしております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）



澤村議員。

○6番（澤村 均君）

先ほど第2、第3の指示という話をちょっと口が滑ってしまいまして済みませんでした。

避難所等というか、自分で決めるということはもちろん大事なんですけど、例えば広報無線で呼びかけがあります。この広報無線も、これが停電で使えなくなるということは僕は考えたくないんですけど、最後の市民のよりどころというんですかね、テレビが見られなくなったりとか、今、携帯はいろいろ情報が入ってくるんですけど、地域の情報までは携帯では入りません。やはり広報、防災無線、これを停電対策はしてあると思いますが、第2、第3の指示を変更されるときに、やはりこの防災無線は非常に貴重なものだと思います。豪雨のときには聞こえにくいとかという話もよく聞きますけど、防災無線であったり、防災スピーカー、これを第2、第3の指示が確実にいえるような点検等を整備していただきたくこの質問をいたします。

○議長（鰐本規之君）

再質問でよろしいですか。

○6番（澤村 均君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

[発言する者あり]

2番目になる、これ。

○6番（澤村 均君）

人数の話はしていないので、再質問でもよろしいんですけど。

○議長（鰐本規之君）

担当部長に答弁を求めます。

○総務部長（畑中和徳君）

次の御質問でその点を少しお話しさせていただこうかなと思っております。

現在、避難所を開設した場合には、当然広報無線、あるいは広報車等でお知らせをしておるわけでございます、そうした避難所がいっぱいになった場合につきましては、新たに開設等も指示しながら、同様に広報等でお知らせいたしたいというふうを考えております。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

紛らわしい質問をいたしまして申しわけありません。

今の第2、第3ということで考えると、収容人数等というのは当然変わってくると思われまして。収容人数が変われば避難場所も変わってくるということで、市民が迷うことがないようにというこ

とで、私も質問の仕方を間違えまして申しわけありませんでした。

収容場所の変更がある場合の指示、これが的確に行われますかということを懸念して質問をします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほど再質問でもお答えさせていただきましたが、市内の指定避難所を開設した場合は、まず広報無線を通じまして市民にお知らせし、さらに状況に応じて広報車、消防車両等によりましてお知らせすることとしております。

また、指定避難場所を開設した場合には、市の避難対策チームが常駐いたしまして、避難所に関する情報を災害対策本部に随時報告することによりまして避難状況を把握することとしております。

本年、台風19号の際、関東の14自治体におきまして、台風が接近している中で市民があいている避難所を求めて奔走するというような事態が発生いたしましたことを踏まえまして、随時報告される避難状況を把握しながら避難可能な避難場所の案内や追加開設をしてみたいというふうに考えておりますが、こうした情報につきましても同様に防災行政無線等を通じてお知らせするほか、市のホームページ等におきましても開設状況や避難状況を掲載いたしまして、市民が安全な避難行動をとれるように努めてみたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

市の財政の健全化についてということでお尋ねするわけではありますが、先週、新聞を読んでおりましたら岐阜県羽島市の財政基金が2021年にはゼロになるという新聞を見ました。そして、その翌日には羽島市役所のくわ入れ式がありました。先が見えている、財政基金がゼロになるということがわかっていながら、これは計画ですから庁舎を建てかえるというのは当然のことです。この羽島市はいろいろ問題があったということもお聞きしておりますけど、計算どおり2021年にゼロになるというこの市長さんの考え方なんですけど、これは何が問題になるということまでは書いてなかったのでよくわかりません。

そこで、今、コンパクトシティと言いながら県庁もかなり莫大な予算をかけてつくっておりますし、各務原市役所、羽島市もそうですけれども、どんどん新しい庁舎の計画がされております。私も家を3軒建てましたけど、小さな家から順番に大きくしていったわけですけど、大きいにこしたことはないんですが、大きければ大きいほど維持管理がかかる。結局無駄と言わず空きスペース

ができてくるわけです。私、子どものころは四畳半で兄弟3人、4人が一緒に一部屋で寝起きしていたという時代もありましたが、やはり最初に大きいものをつくってしまうとそれに合わせた資材とか機材も要るわけです。もちろん人件費も光熱費もかかるわけですが、今後、本市でも庁舎問題からいろんなものが、建物の更新であったり、見直しをされていくわけですが、潤沢な基金があつて計画されればそれでいいんですけど、本市の場合、藤原市長さんがなかなかきちっと貯蓄をされてきたということで、かなりほかの市町よりは潤沢な基金があるということをお見受けしておりますが、老婆心ながらやはり今後計画されていくものはなるべくコンパクトに、小さいものは増築するとか増すことはできるんですけど、最初に大きいものを建ててしまうと後々大変だ、ましてや人口減がこの先見えているわけです。そういうことを考えたときに、道路、庁舎建築、いろんなさまざまな事業が待っておるわけです。

そこで市長さんにお伺いするんですけど、財政を安定させながらこれから運営されていくわけです。市長さんも来年ですか、次期のことも見据えて計画をされているということで安心してお任せするわけですが、その辺のところ市長さんの考えを、今後どのような規模で、どのような将来を見据えて物をつくっていくのかということをお尋ねします。

#### ○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、澤村議員の一番最後の質問で、市の財政の健全化についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど来、ずうっといろいろ施設の管理の問題、そして今の災害対応の問題等々いろいろ御指摘いただきました。また、その件につきましても部長のほうから御答弁申し上げましたけれども、また誠意を持ってこの後もいろいろと検討を重ねていきたいというふうに思っております。

それでは、本論のほうにさせていただきたいと思っておりますけれども、議員から御紹介がございましたように、先月、羽島市貯金ゼロという見出しで新聞に出ておりました。羽島市の財政調整基金残高が2021年度にはゼロになるという見通しを市長が発表したということでございまして、こうした市の実情と今後の対応をオープンにすると、私どもは大変勇気のある発表であるというふうに承知をいたしておるところでございます。なかなかこういうこうなりますよ、ああなりますよということを、現在市政を運営する者がなかなか台所状況を全部言うのは難しい。というのは、結局は今まで自分がずうっとやってきて運営してきておるわけですから、当然そういうことを前提にしながら財政運営をしてきているということの反対もあるわけですから、そういう中で、今までやってきた中で、今回こういうことが出てくると、庁舎の建設も絡めて、こういう大変厳しいですよということをみずから発表されたというのはなかなかすごく立派なことでありまして、私も大変勇気のある発言であるし、本当にそれぐらい市民の皆さん方に知ってほしいと、この市の財政状況を知ってほしいということだろうというふうに思っております。

この羽島市だけにかかわらず、全国の多くの市町村が今現在、先ほどの議員のお話もありましたけれども、人口減少を起因とした生産年齢人口の減少、また少子・高齢化などによりまして、税収がどんどん減収をいたしております、一方高齢化によりまして社会保障費の増加というようなことで厳しい財政運営を強いられております。

この本巣市におきましても決して例外ではなくて、人口減少が進む中、社会保障費の増加に加えまして、16年前に町村合併しましたけれども、そのころからの高い市民サービス、また合併時にございました多くの公共施設をそのまま整理することなく維持してきたということによりまして、維持管理経費等の経常的な経費が現在増加してきているところでもございます。

さらに、合併以降、恩恵を受けておりました普通交付税の算定におけます特例措置というのが昨年度で終了いたしました。そういうことによりまして、いわゆる特例的に毎年何億、多いときは10億近い特例でいただいたものものが昨年度で全てそういうものが一切もらえなくなったということで、収入がぐっと減をいたしております。

また、投資的事業ということで、合併市町村に与えられております合併特例債というのが今これですうっと延長、延長と来まして、20年間使える形で今合併特例債の発行もできるようになっておりまして、これももうあと4年で合併特例債も終了となるというようなことで、そういう交付税の特例措置が終わったこと、それから合併特例債がこれから4年後にはなくなるというようなことを考えますと、本市の財政状況、先ほど澤村先生のほうから、本巣市の財政基金の状況とかいろんなことは全てずうっと公表しておりますので、基金なども積み立てながら今対応してきておりますけれども、そういったものが今後だんだんと積みなくなる、財政環境が厳しくなるということがこの本巣市においても見込まれておるところでもございます。

そういったことから、本巣市におきましても、こうした交付税、それから合併特例債というような財源の手当て、確保ができなくなっても、今の事業水準をそのまま維持しようと思しますと、これはもうまさしく羽島市の例と似たように、近い将来、今現在積み立てております何十億という基金があつという間になくなるというふうに思っております、基金が枯渇して同じような状況になるというふうに私は思っております。

このため、既に、早く手を打たなければいけないということから、普通交付税が終了したということですから、本年度から予算へ充当できる一般財源、いわゆる皆さん方からいただいた税金を、要するに何でも使えますよという一般財源の総枠を設定いたしまして、それを各事業に配分するような、そういう予算編成を今年度からとっております、特定財源を除いた一般財源に充当するものというものを各部局に枠配分、あなたの部はこれだけですよという枠配分をすることによって、それぞれ各部局が持っております主要事業の実施計画に基づいた計画的な事業の執行に努めているようにしておるところでもございます。

また、経常経費の増加ということもありまして、それを削減しようということで、人件費、また扶助費等の義務的経費、こういった義務的なものは特にありますが、こういったものを除いた経常的な経費につきましても、前年度の予算額をベースに各部局に対しまして一般財源の削減目標

を、これだけ減らさないよと、何%落としてくださいという目標を設定いたしまして、現在、予算編成にも今年度から取り組んでいるところでもございます。

また、管理経費が増嵩しております公共施設の管理につきましても、既に策定しております公共施設の管理計画というのがあるんですけど、そういった計画に基づきまして再配置を計画的に進めていくということで、公共施設に係る予算のふえるやつも削減をしていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後も持続可能な行財政運営を目指して、財源確保、また事業の選択と集中というのを徹底いたしまして、最少の経費で最大の効果が発現できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、先ほどの質問の中でございました庁舎の問題、道路の問題等々ございます。そういった施設につきましては、今、国の交付金、また合併特例債というようなものを充てながら、極力一般財源を持ち出すことのないように、そしてなおかつ将来にわたって大きな負担にならないような、そういった施設計画、また道路投資等々を今現在進めておりまして、今後もそういう方向で検討して、今後とも市民の皆さん方に大きな負担をかけることのないように、そしてまたこの本巢市がこれからはもうずっと存続し得るような健全財政を維持して皆さん方にも地域でお暮らしできるような、そんな財政運営をしていきたいと思っておりますし、そういった市に今後とも引き続き努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございました。

大変真摯に安心できるような御答弁でありありがとうございました。

私の質問はこれで終わるわけですけど、自分の身の丈に合ったものをつくって生活していくというのが一番末永く安心していけるんじゃないかなということを思います。

先々週ですか、フランスからローマ法王のフランシスコ教皇がお見えになって日本を訪れました。広島や長崎、そして東日本の災害地の視察をされたり、全世界に核の恐ろしさを発信されたわけです。言うまでもなく唯一の被爆国であるこの日本が、ローマ法王が訪問され、再び世界に発信されたということを聞いて少し安心しております。我が国も被爆国として国連で唯一批准しなければいけない立場にある国なんですけど、本市からもそういう核廃絶に向けての批准をされるような働きかけをされるようお願いをしながら今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。11時15分より行いますので、それまで暫時休憩といたします。

傍聴者の方におかれましては、11時15分からやりますので、よろしく願いをいたします。

午前10時54分 休憩

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 堀部好秀君の発言を許します。

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

ことしも日本各地で台風による被害が発生し、非常に多くの地域が被災されました。そういうことから、今回もたくさんの議員の方が質問されました。私も、私なりにことしの台風を振り返らせていただきますと、まず8月には台風8号による九州地方で、また10号により九州から関東地方にかけて、9月には15号により千葉県などが被災し、ゴルフ練習場のネットが倒壊し住宅を破壊すると、そういうこともありました。そして10月の台風19号は、関東甲信越地方から東北までの非常に広い範囲で甚大な被害をもたらしました。7つの県で71河川の140カ所が決壊し、8万棟余りの住宅が住宅被害を受けたというふうにされております。

この河川が決壊被害は、各都県の災害ハザードマップで予測していた地域とほぼ合致し、災害ハザードマップの予測の正確さ、必要性、重要性を改めて思い知ったところでもありますが、一部報道で予測されていない地域が浸水被害に遭ったということも報道にありました。本日も前2人の方がハザードマップについて質問されました。来年の出水期までには更新されて新しいハザードマップができるとのことでしたけど、私は今のハザードマップに記載されている過去の実績についてお聞きしたいと思います。

本巢市のホームページでも公開されている洪水ハザードマップですけど、それが過去の浸水実績がちょっと違うんじゃないかなという気がしております。本巢市では毎年排水路改良工事が行われていますけれども、市内には大雨のときに増水した水流が水路を越流して道路を流れる、田畑を浸水すると、そういった箇所がまだまだあります。糸貫地域でも、ここ数年の間に消防団が水路の脇や家の軒先に土のうを積んでくれたとか、また道路が冠水したとか、また田畑が浸水した、そういった箇所が幾つかありました。しかし、それがハザードマップに過去の浸水実績として記載されておりません。記載されていないと、市はそこは浸水する地域ではないから安全な地域だと思っているのではないかなというふうに心配をしております。市がそうやって認識されておると、災害対策、治水対策をしてもらえないのではないかなというふうに心配をしております。

そこでまず洪水ハザードマップですけど、浸水実績が表示してありますけど、このハザードマップにおける浸水の定義、道路や宅地の浸水したとか、宅地が床下浸水したとか、または田畑が浸水したとか、どういう基準のもとにこの浸水実績が記載されているのか、またそれは過去何年から何年ぐらいのことをもとに記載されているのかお尋ねをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、浸水の定義と実績についてお答えをさせていただきます。

まず最初に浸水の定義でございますが、洪水や内水氾濫によって市街地や家屋、田畑が水に覆われることとされております。しかしながら、現在の洪水ハザードマップにおきましては、先ほども申しましたように内水氾濫等を加味したものではありませんので、御承知おきをいただきたいというふうに思っております。

続きまして、市の洪水ハザードマップに掲載しております浸水実績でございますが、平成17年度に本市が初めて洪水ハザードマップを策定する際、岐阜県のモデル地域として選定されまして、わかりやすい洪水ハザードマップの検討ワーキングにおきまして、学識経験者を交えた市民とのワークショップのときに聞き取りをいたしました、過去の浸水実績及び平成29年度の見直しの際に自治会を通じて聞き取りをした過去の浸水実績を反映したものとなっております。このため、明確に過去何年の浸水実績とお答えすることはできませんが、現在策定を進めております県管理河川の洪水ハザードマップの策定に当たりまして、これまでと同様に過去何年ということにとらわれることなく、市民からも地域の浸水実態の情報をいただきながら、これを掲載することによりまして市民の避難行動に役立つ洪水ハザードマップとしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いします。

過去、自治会からの報告というふうにはありましたが、例えば浸水実績があるところでも浸水実績として記載されていないのは自治会から報告が上がってないというこの理解でよろしいのか。それとあと、例えば過去に浸水した地域でも河川改修がして、過去20年とか30年とか浸水した実績がないところもあるように思います。そういうところもいつまでも浸水実績として記載されていくのか、それをお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、全ての自治会から全ての実績を把握している、掲載しているものではございません。あくまでも自治会、あるいは市民等々の情報提供の中で、わ

かる範囲で現在実績を表示しておるものでございます。また、この実績の中には、現在流れております根尾川でございますが、過去にはもう少し西のほうに流れておったというところでございます。そうしたところも踏まえた実績ということでございますので、基本的には正確なものというよりは参考までに記載をさせていただいておるという理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

今、浸水の定義ということで、道路や宅地に限らず田畑が浸水してもそれは浸水だというふうなお話をいただきましたけど、先ほども言いましたけど、現在でも浸水しているところでハザードマップに載っていないところがあります。私自身、見たり聞いたりして把握しているところでも、糸貫地域3カ所はあるように思っております。

本巢市全体で、市が把握している浸水する地域、地区はどのくらいあるのかお聞きをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それではお答えをさせていただきます。

今の御質問の、大雨などの水流が排水路を越流して浸水する地域がどのくらいあるのかについて、お答えをさせていただきます。

先ほど総務部長のほうから答弁がございましたが、台風や集中豪雨等により過去に住宅など水につかったことのある箇所につきましては、先ほどありました洪水ハザードマップで自治会が報告がありました浸水実績の範囲を掲載しているというところでございます。

近年におきましては、浸水被害のあった範囲については把握はしておりませんが、平成29年10月に発生した台風21号の豪雨により、河川の水位が上昇し氾濫のため道路が冠水した箇所がございました。また、1級河川五六川や政田川などの国、県が管理する河川の水位上昇による道路冠水箇所は、十四条、下福島、溝口、大門、小柿、木知原、また市が管理する排水路の水位上昇による道路冠水箇所は、仏生寺、神海でございます。

市の対応といたしましては、市道の冠水発生時には市道にバリケードを設置し通行規制を行い、また、市が管理する水路につきましては土のうの設置による越流抑制を実施いたしました。以上でございます。

[7番議員挙手]



○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

今でも結構たくさん地域で浸水することがあるというふうにお聞きをしました。

今お聞きした地域が、全部浸水実績としてハザードマップに表示されているかどうかはちょっと今この場ではわかりかねますので、今お聞きした限りでは私がお聞きしている糸貫地域の3カ所、入っているところもありますし、入っていないところもあります。やっぱり浸水実績をした場所としてハザードマップに記載したほうが、市がそこは浸水する地域だというふう認識してもらえないかなというふうに思っております。

市のほうでは毎年、排水路改良工事が行われております。排水路工事を行うには老朽化、用途変更、使用量の増大等いろんな理由があるとは思いますが、安心・安全なまちづくりのためにも、今現在でも浸水する地域がある、たびたび災害に見舞われている地域があるということなら、何よりも優先して行われるべきではないかなというふうと考えております。こういった災害が起きる地域の排水路工事について、市のほうのお考えをお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問に対する答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、今後の排水路改良工事の考えにつきましてお答えさせていただきます。

近年頻繁に発生する豪雨等により、排水路改良事業においても毎年数件の整備要望が寄せられておりますが、浸水被害の軽減を図る治水事業につきましては流域全体で対策を講じる必要があることから、市内の排水路の流末となっている県管理の河川改修が最優先であると考え、未整備の県管理河川につきましては、今後、管理者である県へ整備の推進につきまして強く要望してまいります。

一方で、既に整備が完了している県管理河川に接続する市管理の排水路につきましては、計画的な整備をする必要がありますが、排水路改良事業におきましては国による補助制度はなく、市単独費で実施しており、緊急度の高い箇所から少しずつ改修をしておりますが、多額の費用を要するため思うように事業が進んでおりません、昨年度には防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策として、国の補助制度に該当しない中小河川に活用できる緊急自然災害対策事業債が創設されました。条件を整えばその制度を活用し、流域の市民の皆様の生命、財産を守るためにも市内の排水路整備を推進できるよう検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いしたいと思います。

河川工事においては、下流から上流に向かって行うものというふうに認識はしておりますが、そういう意味から流末が整備されていないところの上流の整備は難しいというのはある程度理解はできます。

しかしながら、流末が整備されている河川においてもなかなか国の補助がないと難しい、大きな予算がつく工事は難しいというふうにお聞きをしました。もちろん国の予算が、補助金がつけば工事なり対策なりしてもらえることとは思いますが、国の補助金がつかなかった場合にはそういう地域の排水路対策はどのようにされるのか、お聞きをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、多額の費用がかかるということで、補助がなければ実施しないのかということでございますが、市内における排水路改修の必要箇所は多々ございます。それらを、先ほど申しましたが、一挙に整備することは非常に困難であると考えております。現在は地元からの要望等も踏まえ、緊急性の高いところから順次改良を進めさせていただいているところが現状でございます。

先ほど申し上げましたとおり、排水路に対しては国による補助制度がございませんので、市の単独費において事業を進めておりますが、しかし、令和2年度まで先ほど御説明もいたしました、緊急自然災害対策事業債、こういった制度が改めてできましたので、こういったものを活用しながら、活用できる箇所においては積極的に活用を行い、事業を進めていきたいと考えております。整備、改修につきましては、先ほども申し上げましたように国、県の河川改修が完了した区間から、こういった強靱なまちづくりを展開していくためにも国土強靱化地域計画に基づき、取り組みの方向性、内容を取りまとめ、整備方法や対策に向けて今後調査を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

再々質問をさせていただきます。

今、緊急性の高いところから、自治会の要望があつて緊急性の高いところから排水路対策工事を行っていくというふうにお聞きをしましたけど、この浸水する地域というのは緊急性が高いかどうか、優先順位としてはどのくらいの位置にあるかだけお聞きをします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど申しましたが、今後、今年度国土強靱化地域計画というのを策定をしていくと、そういった中に、当然市としてこういった中小河川を改修していくというようなことも検討していかなければならないということですので、そういった中で先ほども申しましたが、どうしても河川改修につきましては、流末の県管理河川が改修されないと市としてもそこは改修できないということですので、先ほどから何遍も申しますが、既に今後としてそういった順位ということで、実際に整備が可能な箇所という形で県管理河川に接続する市が管理する普通河川につきましても、先ほど申した国の補助制度を活用しながら排水路を一体的に整備する計画を作成し、改修事業を今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

**○議長（鐔本規之君）**

堀部議員。

**○7番（堀部好秀君）**

ありがとうございました。

国の補助制度を活用しながらということがちょっと気にかかりますけど、災害地域のほうを緊急性を持って排水路改良工事をしてもらえるというふうに、そんな回答をもらったというふうに思っておりますので、安心・安全なまちづくりのためにも、今後ともそういうところを優先順位を1番に持って行って、工事のほう、市民が安全に住めるまちづくりをしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

公共施設の喫煙について、特定屋外喫煙所設置の考えはということでお聞きをします。

昨年9月に、公共施設の喫煙所について質問をさせていただきました。健康増進法の改正によって、大勢の人が利用する施設や行政機関では2020年4月から、来年の4月から原則的に禁煙になることに伴って本巢市の対応をお聞きしましたが、各庁舎では特定屋外喫煙場所の設置場所、設置費用の精査等を検討するというふうな御回答をいただきました。また、ほかの公共施設においても、喫煙所の利用状況や、屋外喫煙所の設置場所、費用を精査し受動喫煙を防止することの御回答をいただきました。

そして、本巢市は来年の4月を前倒して公共施設ではことしの7月から、全部ではないそうなんですけど敷地内全面禁煙というふうにされております。いち早く受動喫煙の対策をされたことについては感謝を申し上げたいというふうに思っておりますけど、これによってたばこを吸えない施設では喫煙者に対する特別な配慮、対策がされていないというふうに思っておりますので、市の公共施設において屋外喫煙所設置、これはどう検討されたのか、これからも設置されないのか、まずそれをお聞きいたします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

## ○総務部長（畑中和徳君）

今後の特定屋外喫煙場所の設置についての考えという御質問でございますので、お答えをさせていただきます。と思っております。

健康増進法の一部を改正する法律によりますと、特定屋外喫煙場所の定義といたしましては、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものでございます。また、第一種施設とは、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設や行政機関の庁舎が該当し、市の施設におきましては小・中学校、幼稚園、診療所、庁舎など39施設でございます。現在、この第一種施設のうち、特定屋外喫煙場所を設置しておりますのは本庁舎だけでございます。

特定屋外喫煙場所の設置につきましては、各施設管理者が各々の施設の利用状況等を踏まえまして考慮した上で、設置についての判断を行うこととしておりますが、改正法の趣旨を踏まえまして、受動喫煙による健康被害が大きい子どもなど20歳未満の者や、患者等が主たる利用であります小学校・幼稚園・診療所等福祉施設はもとより、不特定多数の方が利用される庁舎におきましても、これら第一種施設につきましては今後におきましても特定屋外喫煙場所を新たに設置する予定はございません。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

## ○議長（鏑本規之君）

堀部議員。

## ○7番（堀部好秀君）

昨年の質問のときにも、県の施設で何年も前に敷地内禁煙とされたところがあって、喫煙者が敷地外というか敷地の境まで出てきてそこでたばこを吸っている。それを近所の人が見ている、自治会の人が見ていて余りいいものではないよというふうにその施設に意見を言われたということ、そういう話も申し上げました。今本巢市のほうも敷地内禁煙とされましたので、公共施設の周りの方から喫煙者が敷地境に来てたばこを吸っていく、そして水路にすいがらを捨てていく、ごみがふえて迷惑しているという話を聞いております。7月から敷地内全面禁煙にされましたけど、喫煙者に対して何も対策をされなかったもので、喫煙者は当然敷地境まで出てたばこを吸うことになる、そのときにすいがらを捨てていく人が多いということになるというふうになっております。

公共施設、庁舎なんかは利用者は市民が多いというふうに思われますけど、道の駅なんかは不特定多数の方が来場されて長時間過ごされると思います。こういうところの近隣の住民の方が、非常に迷惑を訴えられております。市民は敷地内禁煙になったことを承知しているかもしれないんですけど、市外から来る人、これらの人が全員知っているというふうにはわかりません。つい最近も本庁に乗り入れている岐阜バスの運転手の方、あの方がバスから降りられて携帯灰皿を持って喫煙しているところを見ましたけど、あの運転手の方は敷地内禁煙となっていること御存じなかったのかもしれません。

先日も庁舎検討特別委員会で三重県のほうに視察に行ったんですけど、行き帰りに池田町の道の

駅に寄りました。あそこは屋外の喫煙所があったそうで、委員で喫煙される方は喫煙所で一服をされておみえでした。ああいう不特定多数の方が時間をある程度の過ごされる、そういう場所では喫煙所が必要ではないかなというふうに思っております。

今お聞きしますと、本巢市は特定屋外喫煙所を設けるつもりはないというふうな御回答でしたけど、何も対策をされずに敷地内禁煙をされた、それで近隣に住民の方が迷惑をこうむっておられる、こういったことに対して、環境対策もあわせて行うべきではないかなというふうに考えております。市のほうで何かお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

市の公共施設におきましては、第一種施設、先ほど申しました庁舎等でございますが、これ以外の施設につきましては、住宅等を除いては第二種施設に該当いたしまして、第二種施設につきましては、原則屋内禁煙となります。この改正法は令和2年4月1日から施行されることになっておるところでございますが、本市では改正法の趣旨を鑑みまして、本年7月1日から第二種施設であっても一種施設と同様に敷地内禁煙としている施設が社会教育施設、老人福祉施設等で28施設ございます。敷地内禁煙をいたしましたことによりまして、議員が申しされましたたばこのすいがら等のごみがふえたのであれば、これはモラルの問題ではございますが、近隣住民の方に御迷惑をおかけしていることとなりますことから、各施設におきましてそうしたポイ捨て禁止の看板等の設置の対策を今後講じてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

確かに喫煙される方のモラル、マナーによることとは思いますが、それを近隣の住民の方が注意するというのはトラブルのもとになりますし、近隣の住民の方に我慢を強いるのもどうかというふうに思います。なかなかすいがらごみというのは自然分解もしませんし、一度捨てられるとずっとそのままのところであるというふうに、私もいろいろと掃除をしておりますとそういうふうな思いをしております。

散歩の犬のふんの後始末とかごみのポイ捨て防止、また狭い集落内では道路の通り抜けなんかの利用者に対するマナー看板、注意喚起看板などが市のほうで立てられております。今そういうことをしていただけるということをお聞きしましたので、ぜひ近隣の住民の方の迷惑にならないよう、一刻も早く対策をしていただけるようよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして高齢者の歯の健康についてを質問させていただきます。

人が健康で生きていくためには、食べることは最も重要なことの一つであって、また物をおいしく食べるということは、生きていく上でのかけがえのない楽しみの一つになります。それには歯が健康であること、これが重要な要素となります。また、人と話すとか顔が喜怒哀楽を表現するときにも、歯の健康状態は影響を与えていると言われていたり、物を食べる時や人と話すときに歯を上下してかむ動作で顎関節が動くと、これが脳に刺激を与えて認知症の予防にもなるというふうにいわれております。歯の病気というのは、一度症状が出ると自然治癒することがほとんどないというふうにいわれておまして、歯科医などにより適切な治療が必要となります。高齢者にとっても、歯の健康を保つことは、健康寿命を延ばす意味でも不可欠であるのではないかなというふうに思います。

お隣の瑞穂市では、この春から森市長が市政をつかさどっておみえですが、市長選挙の公約の一つに9020運動というのがありました。歯に関する8020運動というのは80歳で20本の歯を残す、20本以上あれば食生活にほぼ満足できるというふうにいわれておりますけど、森市長は市内に歯学部のある朝日大学があることから、90歳で20本以上の歯を残す9020運動を推進すると公約の一つに掲げておみえでした。日本人の寿命が80歳を大きく超えている今なら、やはり健康で長生きするためには9020を目指すことは当たり前のことになってくるのかもしれませんが。そのためには日ごろから歯のメンテナンス、定期健診を行うことが必要だというふうに思っておりますけど、本巢市では高齢者の歯の健康維持に対して何か取り組んであることがあれば、教えていただきたいと思っております。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それでは、高齢者の歯の健康維持に対する市の取り組みについてお答えをします。

生涯を通して歯や口の健康を保つことは、健康長寿を実現する上で大変重要となっております。本市では、平成27年度から市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者に対し、岐阜県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、本巢歯科医師会と契約を結び、ぎふ・さわやか口腔健診事業を実施しております。さらに、今年度より広域連合において、より健診項目を充実させた実測を伴う口腔機能評価を実施できる体制が整備されたことに伴いまして、本市におきましても実測を伴う口腔機能評価を選択し実施をしているところでございます。

また、口腔健診によりまして歯や歯肉の状態、口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、オーラルフレイル、口腔機能の低下が疑われる高齢者に対しましては、口腔ケアの指導や治療等につなげることで口腔機能の維持向上、全身疾患の予防等を実現し、高齢者の健康増進を図っているところでございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

今年度、後期高齢者医療事業のほうではすこやか健診の受診率を上げる、受診者数を上げるということを目指しているという前提で予算を組んでおみえでした。健康な高齢者は歯科医院等に出向いて健診を受けることも可能ですけど、足腰が弱っているとか、歯科医院等へ出向くことが困難な高齢者の方も多くお見えではないかなというふうに思っております。

本巣市では高齢者の訪問歯科診療はできるんですけど、訪問歯科健診は今はできないというふう聞いております。しかしながら、日本全国が高齢化社会に移行しつつあり、本巣市でも例外なく高齢者がふえるということは、歯科健診を受けたくても受けられない、自分で歯科医院に行けない高齢者の方もこれからふえていくんだろうなというふうに考えております。歯科医が訪問して歯科健診が受けられる、健康寿命を延ばすためにもそういうふうにしていくべきだというふうに思いますが、これについてどうお考えなのかをお聞きをします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市環境部長に求めます。

洞口市環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、訪問歯科健診についての考えについてお答えをさせていただきます。

後期高齢者の訪問歯科健診につきましては、高齢者の低栄養防止、重症化予防の推進のため口腔健診を受診するために医療機関へ通院することが困難な在宅者に対して行うことを目的に実施するものとなっております。岐阜県下では、県後期高齢者医療広域連合の訪問口腔健診補助制度を利用し、平成30年度実績で岐阜市を初め8市町が実施をしておりますが、補助の対象となる条件に、在宅で介護保険の要介護3～5の認定を受けていること、介護保険の介護予防居宅療養管理指導を受けていないこと、介護保険の通所介護で栄養改善加算、口腔機能向上加算をされていないこと、歯科健診時に歯科の治療中でないこと、医療保険の訪問歯科衛生治療を受けていないことなどの要件を満たさなければ訪問口腔健診を受けることができないこととなっております。先ほどの8市町で訪問口腔健診を受けた方は合計でも39人と非常に少ない状況であったということでございます。

本市でも、通院による医療機関での受診が困難な在宅者を対象とした訪問歯科診療が、健康維持や口腔機能低下等を予防するためにも非常に重要であると考えており、現在、口腔健診を受診するに当たりましては、被保険者の全ての方に受診案内を送付しておりますが、通院ができずに口腔健診を受けられないなどの問い合わせにつきましてはない状況でございます。今後におきましては、被保険者からの要望が高まれば、もとす歯科医師会と連携、協力しながら訪問口腔健診の実施について検討してまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

今お聞きした限りでは、補助制度を使つての訪問歯科健診を行う条件、これはかなり厳しいものがあるというふうに思いました。訪問健診を実施している市町でも、要介護3から5で在宅介護が条件となる、そういう状態しか訪問健診を受けられないということはかなり条件が厳しくなると思いますが、それゆえに利用者も少ないのかなというふうに思います。

要介護3から5の方で、また認知症を患っておられると、例えば新しい入れ歯をつくること、これはかなり難しいというふうに聞いております。なかなか入れ歯が合っているかどうか、ぐあいがどうなのか、その意思表示ができない、医者との意思疎通ができないということで、歯科医の方がどう直していいのか、どうつくっていいのかわからないそうです。それで今まで使っていたものを手直しして使うというふうになるというふうにお聞きをしております。

今、高齢者の方から本巢市では訪問健診の要望がないと、訪問歯科健診の要望がないというふうなお話でしたけど、私は歯科医の方からそういう要望があると聞きまして、今回質問をさせていただきました。もしかしたら、健診したいと、受診したいという思いが、そういう意思表示が周りにうまく伝わらないのかなというふうにも思っております。

今の補助制度を使つての訪問歯科健診、この条件がかなり厳しいと思いますので、市のほうからも県のほうに緩和をしていただくよう働きかけてもらいたいと思いますし、また歯科医師会とも協議をされるということですが、もしかしたら補助制度を使わなくても訪問歯科健診を受けたいという高齢者の方も見えるかもしれません。受けられる制度、体制だけはつくっておいてほしいなということを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

ここで暫時休憩といたします。1時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

午前11時57分 休憩

---

午後1時01分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

私が一般質問を行いますので、副議長と交代をいたします。暫時休憩といたします。

午後1時01分 休憩

---

午後1時02分 再開

○副議長（瀬川治男君）



再開します。

議長が一般質問を行われますので、会議規則第54条の規定により、私が議長の職務を行います。

8番 鏝本規之君の発言を許します。

鏝本君。

#### ○8番（鏝本規之君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

きょうは、後ろに我がふるさとの碧南から柿をとりに来た同級生が十数名見えまして、私が子どものころ、学生時代にいかに成績が悪かったかということも全部知ってみえる同級生が後ろのほうから見ておりますので、議員になって一般質問をする中でちょっと緊張をしております。そういうこともありますし、白内障の手術をしたこともあります、少し目が見にくいということもあります。議長におかれましては、そういうところを配慮していただきまして、大きな心で一般質問のほうをよろしく導いていただけると幸いと思っております。

私も議長職という職をやらせてもらって、いろんな委員会等に出席をさせていただいております。議員を十数年やっていて、その中で知らないことが多々あったわけなんですけれども、議長として委員会等、またいろんなイベント等の会合にも出させてもらう。そういう中で、本当に何でこんなことが今までわからなかったのかなあというようなことも多々あり、議員として深く反省をしております。

根尾川の花火大会、自分のうちのすぐ近くに根尾川の花火大会が毎年お盆近くになると行われていたんですけれども、いいか悪いか知りませんが、うちから見ておった方がきれいに見えるかと思ってうちからばかり見ていた。けれども、議長になったということで一度現場に来なければいけないということで、河川敷のほうまで見に行った経験がありますけれども、そのときに市民の方たちが、こんなに多くの人たちが河川のところまで来ているのかなあというようなことを、目で見て初めてわかったかなあというようなこともあります。

そういう中で、議長として根尾川の花火大会、委員会というのか、会計報告等々を見させてもらって、いかに市民のお金が使われているかなあということも実感としてわかったわけであります。その中で、根尾川の花火大会においては、私が議長になって初めて行った会合においては、市からの補助金というか、それが600万強あったわけであります。大野町のほうも共同でやっているということで600万強出されたわけであります。そういう中で、大野町のほうは市民の方からの協力金というようなお金が600万以上あったということで、全体的には大野町の町のお金というものが使われていなかった。それに引きかえ、本巢市は200万程度の市民の方からの協力金という形で400万円ばかりのお金が使われていると。それを初めて知ったわけでありますけれども、何となく、私としては大野町の町が600万の市民の方からの協力金があって、何で我がふるさとである本巢市が200万程度の協力金しか得られないのかということで、非常に私なりに少し腹が立ってきました。関係職員等に少しきつい言い方ですけれども、ハッパをかけた覚えがあります。

また、地域の会社の社長さんたち、そういう人たちにも、少し何とかしてくれんかということで

お願いをしたところ、多くの人に協力をいただいて、何とか大野町と同等の寄附が集まるようになったという経緯もあります。そういう形で、議長としてそういう会合に出ることによって、市の予算がどういうふうに使われているかなあということを知るようになったわけであります。

今回の一般質問は、うすずみサマーフェスタの事業についてということであります。

その中で、議長としてその事業そのものを見させてもらったわけでありますけれども、どう見ても私の古い考えかよくわかりませんが、どうしてこのサマーフェスタのイベントに1,100万ものお金がかかっているのかなあ。1,100万かかってもいいわけなんですけれども、1,100万のお金がかかる。その中で、イベントの中に宗次郎のコンサートというのが組み込まれている。その宗次郎のコンサートに880万円ものお金が使われている。どうして宗次郎のオカリナのコンサートというものに880万円ものお金が要るのかなあということで、少しくエスチョンマークが湧いてきました。

その中で、私も昔、興行と言われる芸能人を呼ばっているいろんなことをやっていた。そういうときには、芸能人の方の契約するための契約金という、興行に対する来てもらうための契約等々も自分の中で何回かしたことがあります。その中で、宗次郎という人に対してのギャラというのか、公演料というのか、それが880万、非常に高いなあという気がした。今、どの程度のギャラが要るのかなあ、契約金が要るのかなあということで、昔のつてをたどって、前川清の師匠のところへ電話をかけた。前川清さんは、私とコイの愛好家でありますので面識もあるわけなんです。そういう中で、前川清を呼ぶとワンステージどの程度かかるのかということなんです。そうしたら、カラオケでやるなら300万から400万の間でやりますよと。ほんじゃあ、紅白歌合戦みたいにバンドをつけてきたらどうするんだと、どの程度だと。そうすると、スタッフが全部で二十五、六名要りますよと。それでも、ワンステージ600万いただければ喜んで行きますよというようなお話であると。そういうお話の中から、どう見ても880万というのが高いのかなあという気がした。

そういう中で、今回このうすずみサマーフェスタ、また宗次郎に対する出演料というのか、そういうものについて、その委員会の長である副市長さんにいろいろと伺っていききたいなあと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

うすずみサマーフェスタの活動状況について、副市長さんにお尋ねをいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

#### ○副市長（早川 謙君）

それでは、お尋ねのうすずみサマーフェスティバルの活動状況について、実行委員会の目的、事業及び経費について御答弁させていただきます。

うすずみサマーフェスティバルにつきましては、平成2年度から旧根尾村で開催され、その中の宗次郎淡墨桜コンサートにつきましては、平成5年度に第1回目が開催され、現在に至っております。

実行委員会の目的としましては、実行委員会規約第2条により、委員会はうすずみサマーフェスティバルの円滑な運営を図り、特色ある地域づくりとイメージアップに寄与することを目的とすると定められております。

事業につきましては、同規約第3条により、うすずみサマーフェスティバルの企画及び運営に関すること及びその他目的を達成するために必要な事業と定められております。

また、経費につきましては、同規約第11条に、委員会の運営及び事業に要する経費は、市補助金その他収入をもって充てると定められているところです。

今年度の経費としましては約1,100万円で、財源としましては約8割が市からの補助金で、残りの約2割は入場料や企業からの協賛金となっております。

〔8番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

鏝本規之君。

**○8番（鏝本規之君）**

今の答弁の中にあつたように、いろんな形として経費がかかるよというようなことであります。これだけのイベントをやるわけですから、いろんな経費がかかるのは承知をしています。

そういう中で、2番目の質問という形になりますけれども、2番目の質問として、この活動状況というものを上げてあります。当然、うすずみサマーフェスタ、いろんなイベントも結構あるわけなんですけれども、それに絞って、このうすずみサマーフェスタ、朝から夜までやるかと思うんですけれども、その中の活動状況という、どういうことをやっておられるのか、またそれに対してのどの程度のお金が必要とされているのかということが、わかる範疇内で結構でありますので、わかる範疇内で活動状況等についての御説明をお願いいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

早川副市長。

**○副市長（早川 謙君）**

活動状況でございますが、3つ事業を実施しております。ふれあいバザー、ふれあいコンサート、宗次郎淡墨桜コンサートの3つの事業を開催しております。

ふれあいバザーにつきましては、コンサート当日に淡墨公園休憩所周辺において地元団体のバザーを出店しており、飲食物などを販売しております。

ふれあいコンサートにつきましては、地元団体等が出演し、オカリナ演奏、コーラス等を実施しております。

宗次郎淡墨桜コンサートにつきましては、宗次郎氏によるオカリナ演奏や根尾中学校の生徒との共演などが行われております。

それから、事業につきましては、その大部分を淡墨桜コンサートが占めておりまして、1,100万円の全体事業費のうちその大部分、先ほど御紹介がありました880万円ほどが委託料という形で

支出をしております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8 番（鏑本規之君）

このイベントを行うにおいて、議会としてはうすずみサマーという1つのイベントに対して、約810万ほどの補助金という形で出ているわけなんです。これは、私も含めて議員各位、予算のときに承知をしているわけなんです。その八百数十万のお金をどういうふうにして運用していくのか。その委託も一緒にしているわけです。それがこのうすずみサマーフェスタの実行委員会というのになっているだろうと思っております。

冒頭に言ったように、宗次郎のコンサートに880万という出演料というものがかかっているということも、結果としてはこの実行委員会の中で協議をされ、そして決定をされ、そして実行に移されているだろうと思っております。この実行委員会のメンバーは、どういう人がメンバーとして加わっているのかお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

うすずみサマーフェスティバル実行委員会のメンバー構成について御答弁いたします。

実行委員会規約第4条の別表において定められておまして、本巢市副市長、根尾地域自治会長、本巢市議会代表、根尾中学校長、根尾地区老人クラブ連合会長、本巢地区交通安全協会根尾班長、本巢市商工会代表、本巢市観光協会会長、ぎふ農業協同組合根尾支店長、大垣西濃信用金庫本巢支店根尾出張所支店長、樽見鉄道株式会社代表取締役の計11名で構成されております。

[ 8 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8 番（鏑本規之君）

再質問という形でお聞きをいたします。

この委員会の会合に、議長という立場で出席を初めてさせてもらったわけでございます。つい最近のことです。そのときに、委員会の各位からいろんな意見が出たと言いたいんですけども、いろんな意見が余り出なかったというのが本音というのかな、事実なんです。過去のこの委員会の議事録等々を取り寄せて見ても、要点筆記ということもあるかもしれませんが、非常に発言等々が少なく感じられていました。そういう中で、いろんなことが、いろんな寄附とかいろんなものも含めて、総額1,100万円のお金がどういうふうに使って行って、どういうふうにしてこのサマーフェスタを成功に導くかということを議論されるのが実行委員会のメンバーだろうと思

っております。

この実行委員会のメンバーによって、このうすずみサマーフェスタの中の宗次郎コンサートが二十数年にわたって行われてきています。この二十数年の中の実績というのか、まだ古き時代、本巢市が根尾村と合併をしない、今から二十数年前からこの宗次郎のコンサートが行われていたかと思っております。このうすずみサマーフェスタの中で、どうして宗次郎のコンサートが行われたのか。また、行われる経緯になったのか。また、それに伴う人員等々、もしわかっている、また答えられるんなら答えてほしいんですけども、宗次郎のことについては前回の一般質問等々の中でも少し触れられたようなことがあって、経済効果どうのこうのというようなことも含まれている質問があったように思っておりますけれども、この実行委員会のメンバー等々は、当然そのメンバーのトップが副市長でありますので、その中で発言されたこと等々を見て、副市長として十分な議論等々が行われたのか否か、率直な感想をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

今の宗次郎のオカリナコンサートにつきましては、平成5年度に初めて開催されまして、その当時は旧根尾村でございましたが、高い評価を得られて、淡墨桜や根尾村のイメージにマッチしているということで引き続き開催され、合併後においても町村合併協議会において、今後も継続してやっていくということで引き続き開催されておりました。

それで、そのように開催されてきたわけですけれども、遠方からもファンの方が来場されておりました、そのことがこのコンサートが本巢市で開催されているといったことを認知されているということでの、コンサートの開催する効果があるだろうということで今日まで開催をしてきたと、そのように認識をしております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

少し外れた質問になるかもしれませんが、この私がいただいた資料等々を見ますと、平成5年から始まっている。その当時は、国からの大きな補助金というのもいただけた中で進められてきている。平成10年からは国からいただいたダム等の建設についての補助金がいただけなくなったということから、少し模様がえをしたんだろうと思っております。

そのときにはもう、資料によりますと宗次郎は同じようにやっているわけなんですけれども、宗次郎に対する入場料というお金をいただいた入場料というものが280万円。どういう経緯でこうなったのかよくわかりませんが、大垣市から300万円の寄附があると。それから、企業からの協力金というのか、寄附金が430万ほどあって運営をなされていたと。そういう中で、まちとして

の、この中には根尾村の実質のお金が出ているのが780万というふうに掲載されているわけなんです。

こういう中で、経費というのは1,600万近いお金が使われてやっていた。この金額そのものはそんなに大きく変わっていないだろうと思っています。平成15年においては、入場料収益が480万ばかりあったと。非常に人気があったんだろうなあというふうに思っております。企業献金においては最高のときが600万ほどあったんですけども、だんだん少なくなってきて、それでも340万ばかりあったというふうに聞いております。大垣市のほうからの寄附がどういうわけか知りませんが、だんだん減ってきて、20万というような微々たるお金になってしまったということでもあります。

この入場料収益が480万あったということは、そこそこ人気があったんだろうなあというふうにかがいは知ることができるわけです。そういう中で合併をして、このときまたやり方が少し変わってきたかなあという。

その中で、本巣市としてサマーフェスタをやってきた中においての実績、市の補助金、また企業の協力金、入場料その他のことが、もしわかる範囲内で結構ですので、全部の年数は結構ですが、1年、2年先でもいいですし、わかる範囲内で説明ができましたらよろしく願いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

**○副市長（早川 謙君）**

それでは、収入の推移ということで御答弁をさせていただきます。

直近5年間、平成27年度からの推移を申し上げますと、まず入場料収入でございますが、平成27年度が179万7,200円、平成28年度が199万7,900円、平成29年度が170万3,500円、平成30年度が166万9,200円、そして令和元年度が149万8,200円でございます。

また、企業の協賛金につきましては、平成27年度が89万5,000円、平成28年度が98万5,000円、平成29年度が91万円、平成30年度が110万円、令和元年度が104万でございます。そのほかは、市から補助金をいただいているところでございます。

〔8番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

鏑本規之君。

**○8番（鏑本規之君）**

今、数字の説明があったように、年々ひどくなっているというのか、人気がなくなっているというのか、企業に対する協力金も減ってきている。入場料のほうもなかなか買ってもらえないという中において、どうして合併してからでももう15年になるわけなんです、それがずっと続いてきた。この委員会のメンバーがどうして続けることを選択してきたかということには、非常に疑問符が湧くところであります。

その中で大きなウエートを占めているのが、宗次郎とのコンサートの契約等々だと。この880万

の契約というのがここにあるわけなんですけれども、サマーフェスタをやることにおける運営の中の、私たちでいうとコンサートの契約ということになるんですけれども、この内訳について発表できる範囲内で結構ですので、中身についてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

委託料の880万の内容でございますが、宗次郎氏及びバックバンドの招聘費用、ステージ設営、音響・照明機材の設置などがコンサート運営委託業務という形で契約をしております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

冒頭にも申しましたように、簡単な比較はできませんけれども、ネームバリューでいくとするならば宗次郎よりも前川清のほうがテレビに出る回数も多いだろうし、名前もよく知られているだろうと。前川清のコンサートなら行ってもいいだろうという人も多いだろうという中において、この880万円の契約、今の説明の中の契約においては、私のみならず議員の各位においても、また後ろにおられる傍聴者の方においても、少し高いのではないかなあという思いを抱いているのではないかなあという思いをしております。

宗次郎は、根尾の中学校にオカリナを教えているということもありますので、この件についてお伺いしておきます。宗次郎と子どもとの関係、またこれは宗次郎の厚意によって行われている、また別枠として経費を出してきていただいているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

宗次郎氏と子どもとの関係と経費内容についてでございますが、現在、根尾中学校の生徒がふれあいコンサートへの出演と宗次郎淡墨桜コンサートにおいて、宗次郎氏と共演を行っております。その共演のための直接指導として、例年7月下旬に宗次郎氏が根尾中学校を訪問しております。

直接指導に関する経費につきましては、宗次郎氏とマネージャー2人分の東京から根尾までの交通費が、先ほど申し上げましたイベント企画会社との契約の中に含まれております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

少しずつこの880万円の内容がわかってきたわけでありましてけれども、本来で言うとするなら、学校の授業の一環として、宗次郎に学校に来てもらって生徒に指導してもらおうということになれば、委員会の中の道下議員もそのような発言をしておられましたけれども、このコンサートの経費と学校の経費とは別にして出すべきではないかというふうな意見もありました。そのときの委員会の中の発言としては、そういうふうにするというふうなことの発言はなかったというふうに記憶しておりますけれども、今、改めて再質問という形で、この経費と学校のオカリナ教室の指導という形の経費は別々にするべきではないかというふうに思っておりますが、副市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

今のお尋ねの件につきましては、中学校の意見、教育委員会の意見、そして実行委員会の意見、また宗次郎さん本人等のお考えもお聞きしながら、また今後実行委員会の中で諮って、結論を得てまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

宗次郎との契約、こういうものもすっきりするためにも、学校の経費と、宗次郎に払うお礼という形の経費とは別々にするようにお願いをして、次の質問に移ります。

宗次郎のこれだけのお金、1,100万円を使うイベントに対しての地域貢献度等々、また経済効果についてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

○副市長（早川 謙君）

経済効果についてのお尋ねでございましたが、コンサート終了後、遠隔地からお越しの来場者の中には、うすずみ温泉四季彩館や民間の宿泊施設で宿泊される方もいらっしゃることや、ふれあいバザーでの売り上げ、樽見鉄道の利用、また会場に向かう道中で、道の駅や市内の観光スポット、飲食店などへ立ち寄られることなどが考えられますが、調査や試算をしておりませんので、金額ベースでの経済効果については把握していないのが現状でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。



**○8番（鏝本規之君）**

うすずみ温泉の宿泊のところの担当者に聞いたところ、宗次郎をやってもやらなくてもその時期はちゃんと満員になりますよということでありました。

また、樽見鉄道の社長さんに聞いたところ、宗次郎のおかげで電車が混むというようなことは私の中の実感としてはありませんよと。何なら、モレラのほうで何か少しイベントやってもらったほうが、電車はよく混みますよというような回答でありました。

先ほども言ったように、年々と悪くなってきていることを考えてみると、このコンサートは今後も続けるべきかなあということについて疑問符が湧きますので、ことしは済みましたから来年以後、このコンサートについてどのように考えておられるのか、副市長にお伺いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を早川副市長に求めます。

早川副市長。

**○副市長（早川 謙君）**

来年度の計画及び今後の方向性でございますが、先ほど議長も出席された実行委員会、11月26日に第3回目を開催いたしました。そこで、来年度の計画及び今後の方向性について協議をしていただきました。

各委員からは、宗次郎淡墨桜コンサートの果たしてきた役割、子どもたちとの関係、経済効果を含む費用対効果、合併後15年が経過している中でのイベントのあり方など、さまざまな観点から意見が出されました。

それで、来年度の計画及び今後の方向性につきましては、こうした意見を踏まえながら、来年度の予算編成に向けて引き続き実行委員会の中で協議を進め、結論を得たいと考えております。

〔8番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

鏝本規之君。

**○8番（鏝本規之君）**

根尾の人たち、そこに住む人たちやいろんな意見を聞くと、もうぼつぼつという話を耳にします。副市長として勇気ある、今まで20年近くやってきた事業の中の一環であります。これをやめるということになれば、相当の勇気の要る決断であろうという思いをするわけであります。私としては、副市長の立場として、またこの委員会の長として、勇気ある決断をしていただくことを切にお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

**○副議長（瀬川治男君）**

鏝本議員に申し上げます。

時間が迫っておりますので簡略にお願いします。

**○8番（鏝本規之君）**

多少のおまけをしていただけるかと期待しておりましたが、厳しい御判断でございますので、手

短に段取りをしていきますので、よろしく願いをいたします。

たまたまオーストラリアの派遣というところで、行った生徒たちが報告会というような形のところに議長として招かれて行きました。非常に感動をいたしました。

このオーストラリアの派遣の事業内容、また私ではわからない成果を、同行された教育委員長にお願いをしたいと思えます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

オーストラリア研修の事業内容及び成果についてお答えします。

オーストラリア研修は、平成16年からほぼ隔年で実施され、本年度で第10回を数えました。これまでにオーストラリアに派遣した本巢市の生徒は、200人を超えております。

第10回となった本年度は、初めて5泊のホームステイを体験し、どっぷりと英語に浸った日常生活を経験しました。また、現地の高等学校やバサースト市長、老人ホームを訪問し、日本や本巢市の紹介を初め、互いの文化交流を行いました。そのほか、牧場などを訪れ、カンガルーや羊、アルパカなどと触れ合うなど、日本ではできないさまざまな体験や人とのかかわりを積み重ねてきました。

そうした体験や人とのかかわりの中で得られた成果としては、特に一人一人の生徒が異国の地で照れや困難を乗り越え、英語を駆使して自力で問題を解決したり、異文化を受け入れ、価値観の違いを感じ取ったりしたことです。また、毎日家族を心から大切にされたかかわり方を目の当たりにして、自分の家族のあり方を見詰め直したり、海外に来て本巢市のよさや課題を感じ、それを改善していこうとする気持ちを高めたりしたことも成果と言えます。

オーストラリア研修で自分が知らない世界へ勇気を持って一步踏み出せたこと、さらには言葉や文化は違っても自分の思いが相手に伝わり、人と人はつながり合えるという自信を持てたことが、これからの社会をたくましく生き抜く力に結びついていくと確信し、この事業のよさを改めて実感してまいりました。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

参加した人のお話を聞くと、非常に私も感動したわけであります。そういう中で、教育長さんも非常に高い評価をしておられるということであります。

そういうことになれば、2年に1回というこの事業を毎年行うようにしてはどうかと、また、オーストラリアは今少し夏季ということもありますけれども、四季が結構あるところでありまして、年に2回ぐらい行ったらどうかなあというような思いもしております。お金のかかることでありま

すけれども、そこは寛大な、大きな気持ちを持っておられるうちの市長でありますので、快く出していただけるかと期待はしておりますけれども、教育長としてのお考えをお聞きいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

オーストラリア研修の今後のあり方についてお答えします。

本年度のオーストラリア研修は、16人の中学生、高校生が参加しましたが、応募した生徒は41人おり、倍率にしますと約2.5倍という数字でした。

先ほども述べましたように、この研修を通して生徒たちは大きく成長しましたし、これからの自信にもつながりました。感性豊かで吸収力の高い中・高生だからこそ、このような体験が今後の学ぶ意欲、グローバルなものの見方・考え方、思考力や表現力など、大きなそして多くの力に結びついていきます。ですから、できるだけ多くの生徒にこの体験を積ませたいと考えており、毎年実施することについてを前向きに検討してまいります。

年2回に分けて実施することにつきましては、日本とオーストラリアの長期休暇のずれ、学校や教育委員会の夏季休業中における行事との問題、また受け入れ先の学校やホームステイの実情から、その調整は難しい状況です。そして何よりも、事前研修などを通して派遣する生徒に市の代表としての自覚を十分に持たせ、有意義な事業となるためにも、まずは毎年の実施を進めていきたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

年に2回は難しいということでもありますけれども、いろんな向こうの事情もあろうかと思っておりますけれども、岐阜県には武藤容治という外務副大臣をやった人もおられます。そういう方たちを少しでも利用して、何とか2回もしくは3回というような形で行けるようになればいいかなあと思っております。経験は何よりも勝る勉強だと思っております。

そういう中で、オーストラリアとの学校、こちらも学校があるわけですので、学校同士との姉妹協定とかそういうようなことは考えておられますか、お伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、オーストラリアの学校との姉妹提携をすることについてお答えをします。

姉妹提携ができれば、直接交流する機会やかかわる時間がふえ、継続的に相手とつながりますの

で、生徒のコミュニケーション能力や英語力の向上、さらにはオーストラリアの文化、歴史、習慣の理解だけでなく、日本及び本巣市の文化、歴史を深く理解し、発信する意欲も高まります。また、それを紹介するための表現力、説得力、またICTを活用する能力の育成などにつながっていくと考えられます。

さらに、オーストラリアが本巣市民にとって身近な存在となり、グローバルな視野から自分たちの生活を見詰め、日本人の課題を見出し、改善していこうとする機運も高まります。こうした取り組みが、将来留学を希望する生徒や、世界で活躍する生徒などを生むことも考えられます。

現時点においては、まずオーストラリアの生徒のホームステイや市内学校での交流ができる体制づくりを大前提に進めてまいりたいと考え、その構築を進めながら姉妹提携もあわせて考えていきたいというふうに思います。

[8番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

こちらから行くばかりではなく、向こうから来ていただくということも本巣市にとってプラスになるであろうという思いをしております。

本当なら、もう少し時間があれば、本巣市でホームステイというものを募集してやったらどうだということも聞きたかったわけでありますけれども、この件については、姉妹提携等々が進む中においてそういう形も自然と生まれてくるであろうと思っております。

教育長さんの力だけではなかなか難しいところもあるかと思っておりますけれども、市長におかれまして、そういう体験をさせることがいかに大事かというは理解をしておられるはずであります。ホームステイをやるにしても市民の方たちの協力を得なければいけないということがありますので、市長さんも少し汗をかいていただいて、ホームステイをやっていただけの人を、陰になって今のうちからお願いをするようにしていただきながら、行くだけではなくこちらに来てもらうということも前提の中で、教育長としてこのオーストラリアの派遣事業というか、制度の云々をもっともっと有効なものにしていきたいと。

ことは16名ということでありましたけれども、募集においてはお金が相当かかるにもかかわらず四十数名の方の応募があったということを聞いております。もっともっとたくさんの方に応募があらうかと思っておりますけれども、そういうことを含めてこの事業、経験こそ本当の勉強ということになりますので、そういうことも含めて、教育長さん、また市長さん、前向きに検討していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○副議長（瀬川治男君）

ただいま議長のご一般質問が終了しましたので、私は自席へ戻ります。

御協力ありがとうございました。暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

---

午後1時54分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、きょうの会議を開きます。

---

#### 散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

私の一般質問が終わりましたので、本日の日程は全て終了いたしました。

12月19日木曜日午前9時から本会議を開きますので御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

午後1時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 白 井 悦 子